

奈良県理学療法士会
会誌

No.21
2015

公益社団法人
奈良県理学療法士協会

Journal of NARA Physical Therapy

奈良県
理学療法士協会
会誌



No.21, 2015

公益社団法人 奈良県理学療法士協会

Contents

※巻頭言	田北病院 佐藤 豪	1
※各部・委員会の活動紹介		3
※院所・施設紹介		31
※平成26年度受賞者紹介		39
※（公社）奈良県理学療法士協会 定款		43
※（公社）奈良県理学療法士協会 規定および申し合わせ事項		55
※（公社）奈良県理学療法士協会 組織図		83
※（公社）奈良県理学療法士協会 施設一覧名簿		85
※（公社）奈良県理学療法士協会 役員・部員・委員名簿		97
※編集後記		

卷 頭 言



巻 頭 言

田北病院 佐藤 豪

会員みなさま、こんにちは。平素は本会の活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

私に巻頭言の順番が巡ってきましたので、この1年間を通じて思った事を書き綴りたいと思います。

今年の私は、地域包括ケアシステムに関する事が頭の中でかなりのウエイトを占めていました。

地域包括ケアシステムとは、厚生労働省の資料を抜粋すると、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるような地域の包括的な支援・サービス提供体制のことをいいます。また、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍するなど、高齢者が社会的役割をもつことで、生きがいや介護予防にもつなげる取組が重要と書かれています。

地域包括ケアシステムの体制とは、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されることが大切と考えられ、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが必要といわれています。そのために関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するための取組を推進しています。昨年、協会が取り組んできたこととして、地域ケア会議や介護予防事業への参画があげられます。

地域包括ケア推進リーダー、介護予防推進リーダーの養成のため、e-ラーニング・導入研修・士会指定事業をおこなってきましたが、いろいろと不備もありご迷惑をおかけしたことも多々あったことと思います。今年の反省を踏まえながら今年も導入研修を開催し、指定事業に関しても参加しやすいように工夫をしていきたいと考えています。地域包括ケアシステムは介護保険分野、医療保険分野で働いている方々に関わってくる事なので、ぜひ多くの方に参加して頂き、関心を持って頂きたいと考えています。

今年は、地域ケア会議や介護予防事業に関する依頼が増えてくると思います。個人

的には参加したい、参加していかななくてはならない、という気持ちは強く持っていますが、職場環境等でどう参加していけばよいか、判断しかねている人も多いと思います。

しかし、地域包括ケアシステムにおいて我々理学療法士が、地域社会からますます頼りにされるように働きかけていくためには、まずマンパワーが必要です。できるだけ多くの方に参加して頂かななくては始まりません。出来る範囲で構わないので、研修会や地域ケア会議、介護予防事業、その他できる事があれば積極的に参加して頂きたいと思います。

それから協会として参加できる体制をつくるために、地域別にチームを作成して事業展開していくことも必要です。そのための研修会も企画していきますので、ぜひ参加して頂きたいと考えています。

若い会員の皆様も多いと思いますが、若いからこそそのパワー、アイデアがあると思います。地域に出てみましょう。そして、公益社団法人奈良県理学療法士協会を今よりももっともっと魅力ある団体にしていきましょう。

今後も、皆様の協会の活動へのご支援、ご協力をよろしくお願い致します。

協会各部・委員会の活動紹介



協会各部・委員会の活動紹介

✧ 総務部 ✧

総務部の業務としては、定款等の運営、公文書の発送・受領、刊行物受領、理事会運営などの、法人活動における事務作業を行っています。中でも、毎年5月に開かれる定期総会は法人活動において重要なものです。資料作成、会場設定、書記などの業務を他部との協力のうえ行っています。若い会員の方には、難しい印象があるかもしれませんが、一度総会に足を運んでみませんか。同時に、奈良県理学療法士協会ニュースやホームページに掲載されている定例理事会議事録にも目を通していただくと、本会がどのように運営されているかがご理解いただけると思います。事務作業を通して、円滑な協会運営に少しでも貢献できるよう活動しています。皆様のご協力をよろしくお願い致します。

【第21回定期総会開催風景】



✧ 会員管理部 ✧

部の名称のごとく県協会の情報管理に関する事業を中心に、大和橿原病院を拠点とし以下の事業を行っております。

- ①会員管理事業（入会・異動・休会・退会・復会）
- ②会員名簿作成事業
- ③挨拶状送付事業

④郵送事業

⑤慶弔に関する事業

⑥その他

各種申請（入会・異動・休会・退会・復会）は日本理学療法士協会ホームページ内の【マイページ】よりログインし、ご申請頂きますようよろしくお願い致します。

マイページアドレス：<https://www.japanpt.or.jp/jpta/my/myLoginKaiin.html>

財務部

財務部では以下の業務を4名の会員を中心に行っております。

活動拠点は橿原市子ども総合支援センター（橿原市白橿町）です。

①財産・会計業務

②予算・決算業務

③会費徴収業務

④資産管理業務

平成25年度から公益法人に移行し、税理士さんに適宜指導をいただきながら進めています。

会員の増加と公益法人移行に伴い、業務も煩雑となってまいりました。

会費徴収業務が円滑に進むように協会指定のクレジットカード（楽天）での会費納入を宜しくお願い致します。

福利厚生部

福利厚生部部长 細川彰子

日頃は厚生部事業へのご協力ありがとうございます。

福利厚生部の活動としては、①新入会員歓迎会、②PT・OT・ST 合同ボウリング大会、③新年会④大阪城リレーマラソン大会参加、⑤傷害保険の管理などの事業を企画・運営しました。新人歓迎会や新年会では会長をはじめとする理事の先生方や他病院の新入会員同士横の繋がりを作るきっかけ作りを、新年会では更なる親睦を深め、ボウリング大会では他病院のスタッフと和気藹々と交流するなど奈良県におけるセラピストの縦や横の関係作りに一役かっています。大阪城リレーマラソン大会では参加チーム中位という好成績でした。来年度こそは奈良の大会に参加予定をしています。皆様のエントリーお待ちしております。

27年度も新たな厚生部事業を模索しています。「こんなことをして欲しい!!」「こういう事業があったら参加したい!!」等ご意見あればお知り合いの厚生部員にお伝え下さい。

皆様の参加あつての福利厚生部事業ですので、横の繋がりを作っていく意味でも奮ってご参加の程よろしくお願いいたします。





厚生部員（平成 27 年 4 月 1 日現在）

部長 細川 彰子（済生会中和病院）

部員 丸岡 満（天理よろづ相談所病院白川分院）

部員 赤壁 知哉（市立奈良病院）

部員 本田 拓馬（済生会中和病院）

部員 金光 智史（市立奈良病院）

部員 森本 宗之（訪問看護ステーションかしの木）

部員 宇野 真依子（山の辺病院）

部員 中辻 裕一（済生会中和病院）

部員 酒井 康之（済生会中和病院）

26 年度 福利厚生部 年行事

1) 新入会員歓迎会

開催日時：平成 26 年 6 月 1 日 新人プログラム後に「かにの家」にて開催

参加人数：新入会員 38 名、会員 13 名 計 51 名

2) ボウリング大会（OT 士会、ST 士会合同）

開催日時：平成 26 年 11 月 7 日 「レインボーワールド橿原店」にて開催

参加人数：71 名（OT42 名、ST11 名 計 124 名）

3) 新年会

開催日時：平成 27 年 1 月 23 日 「ごきげんえびす大和西大寺店」にて開催

参加人数：28 名

4) マラソン大会参加

開催日時：平成 27 年 3 月 21 日 大阪城リレーマラソンに参加

参加チーム 562 チーム中 109 位 記録 3 時間 12 分 50 秒（参加者 6 名）

医療保険部

医療保険に関する情報をできるだけ早く、正確に伝えることが医療保険部の活動です。

部員は、規模やタイプの違う施設から構成し、広い範囲から情報収集できる体制をとっています。

具体的な活動は、厚生労働省からの文書、協会からの連絡や会員からの情報の中から必要な情報を選んで士会ホームページを利用して会員へ広報しています。

会員の皆さんからの問い合わせにも対応していますが、根拠となる資料探しなどで、すぐに回答できないことが多いため、メールアドレスをご記入いただき、FAX（高井病院 江村宛 0743-65-5552）にて問い合わせ頂ければ後日、連絡させていただきます。

皆様からの問い合わせや、情報は貴重な資料となりますので、お気軽にご連絡ください。

介護保険部

今年度は3年に1度の介護報酬改定が実施され、我々、理学療法士が働くフィールドで言えば、特に在宅系サービスで劇的な改定がなされました。この法制下において、より良いリハビリをご利用者提供に提供する為に、あるいは安定した経営を維持する為に、各事業所とも苦慮されていることと思います。

介護保険部は『介護保険に関する情報提供や勉強会の開催』『介護・福祉分野に従事する理学療法士および関連職種との連携構築』『介護予防事業への参画に向けたセミナーの開催』などを主な責務とし、介護保険分野に従事する理学療法士の資質向上を目指しています。

今年度は早速、介護報酬改定に関する情報交換会を開催いたしました。セラピストの皆さんの関心も高かった様で、PT、OT、ST 合わせて108名もの参加者を集めました。更に、今年度は『介護報酬改定 その後の情報交換会』を企画し、改定を受けての後日談を、各業態を代表する事業所に披露していただいた上で、集まって頂いた事業所間で情報交換をしていただきたいと思います。

また、昨年度に引き続き『介護予防推進セミナー』も開催予定です。これからの超高齢社会、永続的な介護保険制度を支える為にも必要な介護予防を皆さんで学んでいきたいと思っています。

まだまだ認知度の低い介護・福祉分野における理学療法士かと思いますが、これからの社会に必要不可欠な存在です。この分野で働く理学療法士をどんどん盛り上げていきたいと思っていますので、これからの介護保険部の事業にご理解、ご協力頂きますよう、宜しくお願いします。

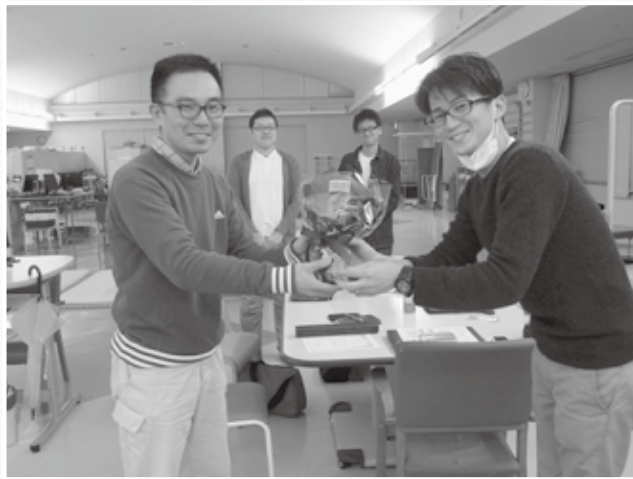
社会福祉部

社会福祉部は、社会資源を中心とした情報収集と情報提供を主な責務として、部長・部員合わせ5名で活動しています。

以前までは、奈良県理学療法士協会ホームページ上に、「社会福祉部便り」として、障害者自立支援法を中心とした各疾患別の内容を掲載して頂いておりました。ホームページもリニューアルされましたので、社会福祉部も27年度に、内容を新しくリニューアルし27年度版とし掲載して頂く準備を部員全員で頑張っております。

患者さん・奈良県理学療法士協会会員の皆様には有益な情報になる様にといい編集作業中です。新たに、ホームページ上に「社会福祉部便り」が掲載されましたら、是非一度、目を通してみてください。

また部員も募集していますので、一緒に勉強しながら活動をしていきませんか？興味がありましたら、eichan_seibu@yahoo.co.jp まで、ご連絡お願いします。



平成26年度最後の社会福祉部会議（佐藤社会局長勇退式より）

理学療法啓発部

理学療法啓発部は、理学療法週間関連事業の企画・運営、協会関連グッズ等を通じて広く一般の皆様へ「理学療法」を広報するのが主な活動です。

本年度は、奈良県理学療法士協会のホームページが一新されました。このシステムを有効に活用し、より多くの皆様へ我々「理学療法士の活動」をリアルタイムにご紹介できればとスタッフ一同で検討しています。

昨年度の事業を振り返りますと、恒例になりました「理学療法川柳の募集」に関しては評判も上々で、他府県の理学療法士協会にも事業計画に採用して頂くほどになりました（当協会がオリジナルです！）。

患者さん・ご家族・理学療法士からの応募があり、理学療法に関する様々な思いを五、七、五でシンプルに、ときにはユーモアたっぷりに表現して頂いております。ただし、毎回選考会はシンプルには進みません。悩みに悩み尽くして入選作品を決定しております。

また、昨年度は公開講座の企画・運営にもたずさわらせて頂きました。一般の方々に「参加して良かった！」と喜んで頂けるテーマ設定の難しさを痛感しております。

啓発部（広報）は時代の流れに遅れることなく、最新の情報を発信できるよう努力してまいります。

例年この場をお借りして皆様へお願いをしておりますが、新しい企画・講演会の要望等がございましたら、気軽に啓発部（天理よろづ相談所病院：岡本）までご連絡下さい。お待ちしております。

生涯学習部

生涯学習部では、新人教育プログラムセミナーの開催と、その後の生涯学習および各専門領域研究部会における認定・専門理学療法士取得の支援を行っています。新人教育プログラムは平成24年度より内容が見直され、必須教育テーマ5単位、選択テーマ10単位の合計15単位が修了要件となりました。また修了年限も3年以上から1年以上に見直され、最短1年での修了が可能となりました。早期から専門領域研究部会への入会することによる、高いレベルでの自己研鑽が推進されています。昨年度の実施報告を表に示します（今年度の開催予定を示すものではありませんので、ご注意ください）。なお各種講演や研修会によっては、新人教育プログラムの「理学療法の臨床（C1－5）」に読み替えることができます場合があります。

本年度も新人教育プログラムセミナーは年4回開催予定です（各テーマの開催は年に1回です）。セミナー開催日時等の案内については、奈良県理学療法士協会ホームページ等に掲載してまいります。単位取得に努めて頂きますよう、よろしくお願い致します。また昨年度から、ペーパーレス化推進のため、当日会場での講義資料の配布は一部の講義を除き、行っていません。資料が必要な方は、日本理学療法士協会のホームページからマイページに入り、【教育関連】→新プロテキストから該当講義の配布資料を

ダウンロードしてください。

認定・専門理学療法士制度は、新人教育プログラム修了者を対象に、自らの専門性を高め、良質なサービスを提供する臨床能力を備え、理学療法の学問的发展に寄与する研究能力を高めていくことを目的としています。7専門分野（基礎理学療法、神経理学療法、運動器理学療法、内部障害理学療法、生活環境支援理学療法、物理療法、教育・管理理学療法）のいずれかひとつ以上の専門分野に登録し、認定理学療法士・専門理学療法士を目指します。2013年8月時点での認定理学療法士資格保有率は全会員の0.8%、専門理学療法士資格保有率は全会員の2.0%であり、奈良県での資格保有率は全国平均並みです（認定0.8%、専門1.9%）。くわしくは日本理学療法士協会ホームページをご覧ください。

【新人教育プログラムセミナー開催風景】



【平成26年度 奈良県理学療法士協会新人教育プログラム実施報告】

平成26年度 新人教育プログラムセミナー実施状況

平成 27 年 4 月 18 日

講座名	新テーマ	旧テーマ (現在取得済のテーマは 2012 年 4 月に自動的に移行します)	必須選択		終了要件 (単位数)	奈良県 理学療法士協会 での実施状況
			必 須	選 択		
必須初期研修	A-1 理学療法と倫理	I-2 職業倫理・管理運営	1		1	○ H26. 6. 1
必須初期研修	A-2 協会組織と生涯学習システム	I-1 協会組織と生涯学習システム	1		1	○ H26. 6. 1
必須初期研修	A-3 リスクマネジメント (安全管理と感染予防含む)	II-2 人間関係及び労働衛生	1		1	○ H26. 8.17
必須初期研修	A-4 人間関係および接遇 (労働衛生含む)	II-2 人間関係及び労働衛生	1		1	○ H26. 8.17
必須初期研修	A-5 理学療法における関連法規 (労働法含む)	I-4 理学療法士・作業療法士法および関係法規	1		1	○ H26. 8.17
理学療法の基礎	B-1 一次救命処置と基本処置			1	3	○ H27. 2. 1
	B-2 クリニカルリーズニング	II-1 学問としての理学療法と研究方法論		1		○ H26. 8.17
	B-3 統計方法論※1	II-6 症例検討 II		1		
	B-4 症例報告・発表の仕方※1	I-6 症例検討 I		1		○ H26.12. 7
理学療法の臨床	C-1 神経系疾患の理学療法	I-5 トピックス I		1	4	読み替え
	C-2 運動器疾患の理学療法	II-5 トピックス II		1		読み替え
	C-3 内部障害の理学療法	III-5 トピックス III		1		読み替え
	C-4 高齢者の理学療法	II-3 生活環境支援		1		○ H27. 2. 1
	C-5 地域リハビリテーション (生活環境支援含む)	I-3 地域におけるリハビリテーション		1		○ H27. 2. 1
	C-6 症例発表	III-6 症例検討 III		3		奈良学会等
	C-7 土会活動・社会貢献			1		
理学療法の専門性	D-1 社会の中の理学療法 (政策含む)	II-4 社会の中の理学療法 III-1 理学療法士と保険制度		1	2	
	D-2 生涯学習と理学療法の専門領域	III-2 生涯学習と理学療法の専門領域		1		○ H26.12. 7
	D-3 理学療法の研究手法論 (EBPT 含む)	II-1 学問としての理学療法と研究方法論		1		○ H26.12. 7
理学療法における人材の育成	E-1 臨床実習指導方法論	III-4 理学療法教育方法論		1	1	○ H26.12. 7
	E-2 ティーチングとコーチング (コミュニケーションスキル含む)			1		○ H27. 2. 1
	E-3 国際社会と理学療法	III-3 世界の理学療法		1		
計					15	

○：新人教育プログラムセミナー

読み替え：研修部など他部所の実施した研修会の読み替えを示す

✿ 研修部 ✿

研修部では、年に2回の研修会を企画、開催しております。また、今年度より奈良県で開催される理学療法講習会の運営を行うことになりました。理学療法の分野が多岐に広がってきておりますので、テーマの偏りがないように各回、様々な分野で活躍されている講師に講演をお願いしています。通常の研修会であれば非常に高額な参加費が必要な講演を、会員であれば千円というお手頃価格で受講できることが最大の魅力です。会員の皆様が自らの専門性を高め、良質なサービスおよび学識の向上に貢献できるよう、今後も企画、運営に努めていきたいと思っております。会員の皆様も、奮って研修会へ参加していただきますようお願い致します。

なお、今年度より当日の受付作業を簡略化するために、事前にホームページにて申込＋決済まで実施することとなりました。周知されるまで様々な問題が生じるかもしれませんが、ご意見を頂きながらより充実した研修会にしていきますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

最後に、研修部では随時部員を募集していますので、ご興味ある方は気軽に下記まで連絡下さい。

問い合わせ先：天理よろづ相談所病院 外来棟リハビリテーション室

後藤総介（ごとう そうすけ）

メールアドレス：sosukegoto4@gmail.com

【研修会の開催風景】



学術誌部

学術誌部の仕事は、学術誌「奈良理学療法学」を発刊することです。部員は5名と少数精鋭で投稿論文の募集、管理、編集作業を行っております。理学療法学の学術基盤を構築し、向上・発展させていくことは、我々にとって大きな命題であり、よりよい理学療法サービスを多くの対象者に提供していく必要があります。その手段として、奈良県士会においても学術誌を通して会員間で学術交流を図り、それぞれの臨床知見や研究成果を共有できれば、理学療法の発展にも寄与できると考えております。よって、是非、会員の皆様方の研究活動の成果をご投稿いただければ幸いに存じ上げます。多くの投稿を是非お待ちしております。

ホームページ管理部

ホームページ管理部は部長一人の部です。ホームページ管理部として、日々の作業の中で一番心がけていることは、素早い情報発信です。どこからか掲載依頼があれば、掲載可否を伺う連絡をします。それから、可否について返信が来ればすぐに作業に移ります。しかし、実際には掲載依頼が来ってからタイムラグが生じています。これはほとんど私個人の状況から発生しているものです。なんとかこのラグを解消できるようにいろいろと工夫していくことが大事だと思います。

奈良県理学療法士会は多くの局、部から成り立っています。そのひとつの部としての役割を考えると、ホームページの更新を通じて会員の皆様に有益な情報を発信し続けるとともに、士会と会員の皆様が双方向にコミュニケーションをとれるようなものにしていきたいと思っています。

奈良県理学療法士会ホームページをよりよくしていきたいと強く思っています。会員の皆様からのご意見・ご要望などありましたら何なりとご連絡いただければ助かります。

今後ともよろしくお願い致します。

選挙管理委員会

選挙管理委員会は委員長を含め3名の委員で構成されており、日本理学療法士協会における代議員選挙並びに奈良県理学療法士協会役員選挙改選の年において活動しています。選挙の基本原則である公平無私な立場を常に認識し首尾一貫した姿勢を貫き、奈良県理学療法士協会の代表となるべく役員の選挙に微力ながら貢献しています。

表彰審査委員会

メンバー紹介

委員長 堀口 元司（町立大淀病院）
委 員 下出 好夫（奈良県西和医療センター）
箕輪希予志（土庫病院）
森本 久雄（奈良県総合リハビリテーションセンター）

活動内容

- ①表彰審査
 - ・表彰するのに相応しい会員や、その推薦のあった場合に審査・検討します。
- ②表彰式の準備・運営
 - ・表彰式の準備・運営をしています。
- ③表彰に関する規則の作成
 - ・現状のそぐわなくなった表彰関係のきまり等について検討します。

新人研修委員会

委員長 和田 善行

新人研修委員会は免許取得後3年目までの新卒者を対象とした基本的な講習会を運営しています。

平成27年度は、新たに「脳卒中リハビリテーション」コースを新設して、全6コースの開催予定でいずれも系統だった講習会となっています。

平成26年度実績

1. 委員会開催（5回開催）

2. なら新人研修システム 講習会開催

1) 「呼吸器リハビリテーション」コース

平成26年5月21日～平成26年7月9日（全8回）19:00～21:00

畿央大学・エルトピア中和

コーディネーター 和田 善行（平成記念病院）

受講者43名（修了証発行 28名）

講師	田平 一行（畿央大学）
	増田 崇（奈良県総合医療センター）
	田岡 久嗣（天理よろづ相談所病院 白川分院）
	後藤 総介（天理よろづ相談所病院）
	坂本 雅尚（平成記念病院）
	和田 善行（平成記念病院）

2) 「循環器リハビリテーション」コース

平成26年7月16日～平成26年8月19日（全6回）19:00～21:00

畿央大学・高井病院・エルトピア奈良

コーディネーター 中村 洋貴（高井病院）

受講者40名（修了証発行 20名）

講師	田平 一行（畿央大学）
	増田 崇（奈良県総合医療センター）
	後藤 総介（天理よろづ相談所病院）
	石田 圭佑（高井病院）
	中村 洋貴（高井病院）

3) 「装具・車椅子」コース

平成26年9月10日～平成26年10月29日（全8回）19:00～21:00

畿央大学・奈良県総合リハビリテーションセンター・奈良県橿原文化会館

コーディネーター 梅本 康明 (奈良県総合リハビリテーションセンター)

受講者 16 名 (修了証発行 5 名)

講 師 梅本 康明 (奈良県総合リハビリテーションセンター)
伊藤 英登 (奈良県総合リハビリテーションセンター)
荒木 健 (奈良県総合リハビリテーションセンター)
太田 真介 (奈良県総合リハビリテーションセンター)
山田 哲也 (奈良西部病院)
松田 強史 (奈良西部病院)
西山 和夫 (川村義肢)

4) 「訪問リハビリテーション」コース

平成26年11月5日～平成26年12月3日 (全6回) 19:00～21:00

畿央大学

コーディネーター 中谷 充志 (喜多野診療所 訪問リハビリテーション)

受講者 18 名 (修了証発行 6 名)

講 師 増田 崇 (奈良県総合医療センター)
中村 貴信 (介護老人保健施設 ウェルケア悠)
中谷 充志 (喜多野診療所 訪問リハビリテーション)
櫻井 公統 (介護老人保健施設 アップル学園前)
堀田 修秀 (介護老人保健施設 鴻池荘)
淵脇 崇 (土庫病院)

5) 「運動器リハビリテーション」コース

平成27年1月14日～平成27年2月25日 (全8回) 19:00～21:00

畿央大学・奈良県橿原文化会館

コーディネーター 久野 剛史 (白庭病院)

受講者 47 名 (修了証発行 27 名)

講 師 榮崎 彰秀 (奈良西部病院)
久野 剛史 (白庭病院)
徳田 光紀 (平成記念病院)

専門領域委員会

専門領域勉強会は、奈良士協会の会員が中心となって勉強会活動を定期的に行うことにより、会員間の情報交換や専門的知識・技術の向上を図る事を目的にしており、本委員会はその管理・支援をしています。構成員は各勉強会の代表者を含む9人です。現在下記の7つの勉強会が活動しています。いくつかの勉強会では、協会の履修ポイントの獲得もできるような研修会を県士協会と共催しています。

1) 呼吸器循環器系勉強会 代表：田平一行

活動内容

-  メンバー各々が自分のテーマについて勉強し、必要に応じて症例や研究計画の検討、発表前の予演会、文献抄読などを実施した
-  活動日時：不定期 合計7回
-  参加人数 2～12人
-  学会発表
 - 第49回日本理学療法士学会学術大会：6演題
 - 第24回日本呼吸ケア・リハビリテーション学会：7演題
 - European Respiratory Society Annual Congress 2014 in Munich：1演題
-  論文
 - Effect of modulated-frequency and modulated-intensity transcutaneous electrical nerve stimulation after abdominal surgery: a randomized controlled trial. Tokuda M, Tabira K, Shomoto K. et. al. J Pain. 2014, 30(7):565-70.
 - Muscle oxygen extraction is higher during constant work exercise than during incremental ramp exercise. Yamamoto J, Tabira K. Tohoku J Exp Med. 2014;233(1):57-63.
 - Difference in Physiological Components of VO2 Max During Incremental and Constant Exercise Protocols for the Cardiopulmonary Exercise Test. Yamamoto J, Harada T, Tabira K. et. al. J Phys Ther Sci. 2014; 26(8): 1283-6.
 - 田平一行：内部障害における基礎理論。理学療法学 2014、41(4), 193-198
 - 田平一行 他：漸増負荷試験と高強度定常負荷試験の運動生理学的特徴 酸素摂取量の視点から。日呼ケア・リハ学誌 2014, 24(2), 252-257
 - 有菌 信一：呼吸筋の基礎知識 呼吸筋を理解することの意義。理学療法 2014, 31(10), 1055-1060
 - 松本大輔, 田平一行：身体活動を継続するための患者教育。理学療法 2015, 32(2), 153-157

 研修会

タイトル：「吸引に関する講習会」

共催：奈良県理学療法士協会 専門領域勉強会 呼吸器循環器勉強会

日時：平成27年2月21日 10:00～16:30

場所：畿央大学 C3 運動療法実習室

参加者：40名

2) 奈良整形外科リハビリテーション勉強会 代表：榮崎彰秀

活動内容

-  平成26年4月17日 第56回定期勉強会（定例会）
参加人数65名（奈良県総合リハビリテーションセンター）
内容：股関節周囲の触診①・症例検討1例
-  平成26年5月15日 第57回定例会
参加人数54名（田原本青垣学習センター）
内容：股関節周囲の触診②・症例検討1例
-  平成26年6月19日 第58回定例会
参加人数40名（いかるがホール）
内容：股関節周囲の触診③・症例検討1例
-  平成26年7月17日 第59回定例会
参加人数51名（田原本青垣学習センター）
内容：股関節周囲の触診④・プチレクチャー（大腿骨頸部骨折について）
-  平成26年8月21日 第60回定例会
参加人数63名（田原本青垣学習センター）
内容：股関節周囲の触診⑤・症例検討1例
-  平成26年9月18日 第61回定例会
参加人数36名（いかるがホール）
内容：股関節周囲の触診⑥・プチレクチャー（頸部骨折の術式から考えた軟部組織について）
-  平成26年10月16日 第62回定例会
参加人数34名（田原本青垣学習センター）
内容：股関節周囲の触診⑦・症例検討1例
-  平成26年11月8日・9日 奈良県理学療法士協会 奈良整形外科リハビリテーション勉強会 共催 特別講習会
参加人数45名（大和高原ボスコヴィラ）
講義内容：変形性膝関節症の評価と運動療法
講師：整形外科リハビリテーション学会 岸田敏嗣先生
アシスタント講師：一社ひがし治療院 神山卓也先生
平針かとう整形外科 岡西尚人先生

- ✎ 平成26年12月20日 第63回拡大定例会
参加人数28名（奈良県社会福祉総合センター）
内容：股関節周囲の触診⑧・プチレクチャー
（関節可動域制限について・エコーから診た考察）、症例検討1例
- ✎ 平成27年1月15日 第64回定例会
参加人数30名（いかるがホール）
内容：股関節周囲の触診⑨・症例検討1例
- ✎ 平成27年2月19日 第65回定例会
参加人数37名（田原本青垣学習センター）
内容：膝関節周囲の触診①・症例検討1例予定
- ✎ 平成27年3月21日 平成26年度特別講習会＋症例報告会2014
後援：奈良県理学療法士協会
参加人数71名（いかるがホール 研修室2～4）
特別講演①拘縮肩治療ー整形外科医からセラピストへの提言ー
池田整形外科 院長 池田 均先生
特別講演②超音波エコーから診た膝関節前方組織の機能解剖
奈良西部病院 リハビリテーション科 榮崎 彰秀先生
特別講演③膝関節前方組織の機能解剖学的アプローチ
白庭病院 リハビリテーション科 久野 剛史先生
症例報告会2014： 座長レクチャー3セッション・演題発表5演題

3) 発達障害児・者勉強会 代表：古川 智子

活動内容

- ✎ 第16回 平成26年4月18日 19時～21時
関西学研医療福祉学院 南館
参加14名
内容「小児の地域理学療法」担当 古川智子
- ✎ 第17回 平成26年8月22日 19時～21時
東大寺福祉療育病院
参加33名
内容「子どもの動きを待っていますか？」尾崎文彦先生
- ✎ 第18回 平成27年1月30日 19時30分～21時
関西学研医療福祉学院 南館
参加20名
内容 在宅療養児の訪問リハの報告検討会
講師 訪問看護ステーション 吉田直人先生

4) 3学会合同呼吸療法認定士取得に向けた勉強会 代表：坂本 雅尚

活動内容

日時：毎月1回不定期の金曜日 19：30～21：00

場所：奈良県理学療法士協会事務所

内容：呼吸療法認定士試験に向けて、講習テキストに沿って各メンバー持ち回りで勉強会を実施

試験結果：第19回3学会合同呼吸療法認定士試験 受験者4名全員合格

	内 容	担 当
2月	スケジュール調整	
3月	呼吸管理に必要な解剖・生理	小川先生（天理よろづ白川分院）
4月	呼吸不全の病態と管理	河合先生（平成記念）
5月	血液ガスの解釈	本田先生（岡谷）
6月	人工呼吸器の基本構造および人工呼吸とその適応	松井先生（平成まほろば）
7月	予想問題解答と解説	坂本先生（平成記念）
8月	懇親会	
9月	肺機能検査	中野先生（天理よろづ白川分院）
10月	酸素療法・薬物療法	前谷先生、久保先生、渡辺先生（平成記念）
11月	模擬テスト	坂本先生（平成記念）
12月	試験問題の確認	

5) スポーツ理学療法勉強会 代表者：福本貴彦

活動内容

第1回 勉強会

日時：2014年7月6日（日）13:00～16:00 受付12：30～

場所：畿央大学C棟3F運動療法実習室（奈良県北葛城郡広陵町馬見中4-2-2）

➤ 13：00～13：45（全体）

「メディカルサポート事業の説明と実績報告、確認事項について」

池田整形外科 相良優太先生

➤ 13：45～14：15（全体）

「テーピングのおさらい」

畿央大学 福本貴彦先生

➤ 14：15～15：30（テーピング実習）まで各コースに分かれます

初級編：（ほとんど経験がない方）

田北病院 山田めぐみ先生、平成記念病院 唄大輔先生

中級編（メディカルサポート経験者、テーピングについての研修を受けたことがある方）

田北病院 岡田彰史先生、喜多彬光先生

上級編（班長レベル）

池田整形外科 相良優太先生、田北病院 和田哲宏先生

➤ 15：30～（全体）

上級編のグループごとの実践を交えた症例検討プレゼンテーション

参加者：25 名



勉強会以外の取り組み

高校野球春季近畿大会奈良予選大会メディカルサポート

高校野球全国選手権大会奈良予選大会メディカルサポート

高校野球秋季近畿大会奈良予選大会メディカルサポート

奈良マラソンのメディカルサポート

奈良マラソンのメディカルサポート勉強会

(スポーツ勉強会とは別枠で実施)



来年度の取り組み

専門領域勉強会スポーツ理学療法勉強会は 26 年度で終了します。

6) 健康増進・疾病予防・障害予防勉強会 代表：瓜谷 大輔

活動内容



平成 26 年度勉強会は開催せず。



広陵町、橿原市など地域の健康イベントでの住民へ体力測定等を実施

7) リハビリテーション研究方法論勉強会 代表：小林 功

活動内容



第 1 回勉強会

実施日時：平成 26 年 10 月 16 日 (木)・18:00 ～ 20:30

会場：奈良リハビリテーション専門学校

内容：統計解析(基礎的な統計の知識/パソコンを使った EZR の使用法の実際)

(各自パソコン持参)：EZR の基本操作・2 群間の差・分散分析・その他

参加人数：4 名

ブロック活動推進委員会

今年度も各ブロックに分かれての地区別症例検討会を開催しました。中和ブロックにおきましては実技研修会を開催し、定員を超えての参加希望がありましたので、同様の内容にて研修会を追加開催しました。

地区別症例検討会は今後も引き続き開催させて頂く予定となっております。施設を越えた相談や、日頃の臨床での悩みの解決が活発に行える場となりますよう準備してまいります。またそれ以外の事業においても、“こんなことをしてみたい！”とアイデア（それぞれのブロックにおいて特徴があっても結構です）がございましたら所属されますブロック世話人までご連絡頂きますようお願い致します。

どうぞ皆様、ご協力頂きますよう宜しくお願い致します。

北和ブロック

（第1回地区別症例検討会）

日 時：平成26年11月6日（木）19時00分～21時00分

会 場：関西学研医療福祉学院 南館1階ホール

演 題：

「右足関節両果骨折により歩行障害を呈した一症例」

東生駒病院 吉田 淳嗣 会員

「大腿骨転子部骨折患者に中殿筋アプローチによる立位姿勢変化」

阪奈中央病院 萩野 凌 会員

「左膝外側円板状半月損傷術後

術側へのアプローチにより健側の疼痛が改善した症例」

東生駒病院 八田 菜摘 会員

「慢性硬膜下血腫再発術後の動的バランス障害を呈した症例」

東生駒病院 済城 翔一 会員

「脳梗塞を呈した患者に対し体幹の動きに着目して

立ち上がりと歩行が改善した症例」

東生駒病院 笠井 咲代 会員

参加者：40名

（第2回地区別症例検討会）

日 時：平成26年11月13日（木）19時00分～21時00分

会 場：関西学研医療福祉学院 南館1階ホール

演 題：

「脳卒中片麻痺を呈した症例 ～腹筋群と足部に着目して～」

東生駒病院 山本 明日香 会員

「小型加速度装置における脳卒中片麻痺患者の装具適応の検討

～シングルケースデザインにおける検討～」

	阪奈中央病院	山本 雅人	会員
「脊髄腫瘍摘出術後の歩行に着目した症例」			
	東生駒病院	竹田 英生	会員
「L1 腰髄損傷により、ADL レベルの低下を呈した一症例」			
	東生駒病院	三浦 敬介	会員
「大腿骨人工骨頭置換術後に胸部脊柱管狭窄症を合併し 歩行障害を呈した症例」			
	東生駒病院	植松 成隆	会員

参加者：35名

中和ブロック
(地区別症例検討会)

日 時：平成26年11月21日(金) 19時00分～21時00分

会 場：畿央大学 L棟103教室

演 題：

「歩行時にデュシャンヌ歩行及び鷺足部痛を呈した 脳梗塞左片麻痺に対する評価・アプローチ」		
奈良県総合リハビリテーションセンター	佐藤 香織	会員
「交通事故により脳挫傷及び下肢骨折を呈した症例について」		
奈良県総合リハビリテーションセンター	下村 一翔	会員

参加者：14名

～印象記～

昨年度の症例検討会は中和ブロックからの演題の応募がなく、南和ブロックとの合同開催となりましたが、本年度は中和ブロックから2演題の応募があり、畿央大学にて中和ブロック症例検討会が開催となりました。参加者の経験年数と人数は1～3年目4名、4～9年目3名、10年目以上7名となりました。

今回の2演題は個々に様々な点に工夫しながら考察されていた症例であったと思います。

少ない参加人数ではありましたが、発表後のディスカッションでは、普段聞くことのできない他施設の先生方の意見や経験豊富な先生方の意見を聞くことができ、大変有意義な時間となりました。私自身も今回の発表を聞き、同じような症例を担当した際には、動作観察・評価・治療の一環として実践してみようと思ったことが多々ありました。

今後の課題としては、本年度は参加者・発表者ともに少なくなってしまったため、来年度はさらに多くの方に参加して頂けるようブロック活動推進委員会で議論を行い、来年度も活気に満ちあふれたものに出来るよう、どのような取り組みをしてい

ば良いかを考えていく必要性を感じました。

最後になりましたが、演者の先生方、参加して頂いた多くの先生方に深く御礼申し上げます。



(ブロック活動推進委員会 中和ブロック 新居沙世)

(実技研修会)

日 時：第1回 平成26年10月24日(金) 19時00分～21時00分

第2回 平成26年12月26日(金) 19時00分～21時00分

会 場：畿央大学 C棟 運動療法室

講 師：奈良県総合リハビリテーションセンター 大窪 慎一郎 先生

内 容：「ROM制限を改善させるための新しい治療法の紹介」

参加者：第1回 20名 第2回 20名(内会員外2名)

～実技研修会 印象記～

一昨年度に好評だった実技研修会が、今年度も畿央大学で開催されました。今回もROM制限をテーマに、実際の解剖の理解と三次元的なイメージをもつことの重要性、セラピスト自身のスタンスについてのアドバイス、組織の触り方・治療のコツ等についてご講義いただき、その後実際に参加者同士でグループを作り、新しい治療法であるトータルリリースの実技を1時間30分という長い時間をかけて行っていただきました。

今回の実技では3名1組となり、2人が検者・被験者となり、もう1人が検者の体の使い方を観察するオブザーバーとしての役割を担うという新しい形式で行いました。また、オブザーバーに、治療中の姿勢を写真に撮ってもらい、自分自身がどんな姿勢で治療にあたっているのかを客観的に見ていただきました。第三者の視点があることと、写真で自身の治療姿勢をみることで、自身では気付かなかった、自分の体を上手く使えていないことや、患部ばかりをみてしまい、体に余計な力が入っていることなどを感じることができました。姿勢を改善するには、体の使い方が上手い先輩

方の真似をすることから始めると良いとのアドバイスをいただきました。

組織の触り方のコツも丁寧に教えていただき、筋だけでなく、皮膚・皮下組織・筋膜・関節包・靱帯の触り方と、それらのリリース方法もご教授いただきました。今回の参加者は経験年数が若いセラピストが多く、今まで意識したことがない点も多くあったかと思いますが、皆さん熱心に実技にあたっておられました。私自身も、今回学んだ内容を臨床に活かし、より良い理学療法が提供できるよう、努力し続けなければならないと感じました。

今後も、中和ブロックでは実技をメインとした研修会を行っていきたいと考えております。多くの方々に参加していただき、満足していただけるものとなるよう、スタッフ一同努力していきますので、皆様のご参加をお待ちしております。

最後になりましたが、今回講師をしていただいた大窪先生、参加していただいた多くの先生方に深く御礼申し上げます。



(ブロック活動推進委員会 中和ブロック 新居 永野 山田)

南和ブロック症例

(地区別症例検討会)

日 時：平成26年11月28日(金) 19時00分～21時00分

会 場：かしはら万葉ホール 視聴覚室

演 題：

「脳梗塞左片麻痺に対する促通反復療法の効果」

平成記念病院 森田 匡嗣 会員

「急性期を脱している小脳梗塞による体幹失調(共働収縮不能症)

を呈する一症例」

大和橿原病院 磯部 香江 会員

「人工膝関節置換術後に右大腿骨顆上骨折を呈した一症例」

平成記念病院 藤森 由貴 会員

参加者：31名

奈良マラソンメディカルサポート委員会

冬の大和路を駆け抜ける「奈良マラソン2014」が平成26年12月14日、全国から集まった約1万5500人が参加し、奈良市の鴻ノ池陸上競技場を発着点に開催された。

この奈良マラソン、平城遷都1300年の平成22年から毎年開催され今回で5回目。毎年この寒い時期に開催されるため、数年前には雪が積もったこともあり今回も雪が積もるのではと心配されたが、当日の天候は晴天に恵まれた。しかし非常に寒かった。奈良市では最低気温0.2度、最高気温も7.3度と冷え込みの厳しい真冬の気温であった。午前9時に大会会長の荒井正吾知事の号砲でマラソンがスタート。参加者は20年に1度の式年造替が来年本格化する春日大社やシカが遊ぶ奈良公園など、古都奈良の景色を楽しみながらゴールを目指した。走るコースもいくつかあり、初日は3km、2日目に10kmコースとフルマラソンが行われます。

以上は奈良マラソンの簡単な紹介です。これから我々理学療法士が関わる奈良マラソンのサポートについて紹介、案内、そして勧誘させていただきます。

5回目の奈良マラソン歴史深い奈良大和路を走ることを楽しみに全国のランナーたちが集まってきます。中にはいい記録を目指す選手もいれば、完走を目標としたランナー、今回が初マラソンというランナーと本当にいろんな方が参加されます。

そんな選手たちが気持ちよく走ることができるよう、サポート体制としてまずは救護所があり、コースの各地点に分かれて設置されており全部で14箇所あります。そのすべての救護所に医師と看護師が常駐します。あとBLS班といって、1次救命班のことで、自転車、バイク、自身が走るなどして選手の異常を発見し、背負ったAEDで即座に処置を行います。蛍光色で『救護』と書いたベストを着ているのですので目立つと思います。

そして我々理学療法士の多くが配置されるサービスステーション。サービスステーションは第7救護所（往路:18.5km地点、復路:31.5km地点）と第10救護所（折り返し地点）に設けられており、我々は第7救護所に配置されています。それぞれの救護所には特色があり、捕食や補水ができるところや、トイレが設置されているところなどがあります。

今年から第0救護所、第1救護所にPTが2名ずつ配置されるようになり、年々理学療法士の需要が高まってきているようです。2015年の大会ではより多くのスタッフが必要になりそうです。

さて我々はこの救護所で何をするのか。簡単ではありますがお伝えしたいと思います。

実施内容は問診、ストレッチ、テーピング、水分補給の励行、あとコールドスプレーの大量散布(?)といったところでしょうか?レースが開始され、約1時間は何もす

ることがなく、会場設営や備品のチェックなどを行い、ランナーがいつ来てもいいように準備をします。そして第1陣がやってくるのがなんと速いこと！！毎年のようにびっくりさせられます。この人たちは優勝や記録を狙っているランナーなので、よっぽどのが無い限りステーションに来ることはありません。この1時間以上経過してから、ぼちぼち救護所に訪問する人が増えてきます。

この奈良マラソンは奈良市から天理市を縦断するコースで、途中の景色を楽しめるとありますが、選手達にとっては起伏に富んだコースでかなりコースとしては厳しいものがあります。

実際の流れ（第7救護所の場合）

コースから外れて救護所に来た選手を、まずDrがトリアージします。医師、看護、理学療法士のどこに振るかがここで決定されます。理学療法士に振られるケースは関節や筋肉に問題があるとされたケースで、受付で委員長である畿央大学の福本先生によって、スプレーのみ対応か、テーピング、ストレッチ等の処置が必要か判断され、理学療法士が対応することになります。

担当となった理学療法士は、まず簡単に問診を行います。問診では今までのマラソン歴や今回レースまでに十分な練習状況や最近の体調や疼痛の有無を確認します。この時期には神戸マラソンや大阪マラソンなど多くの大会があり、選手の中には「先週もフルを走って同じところに痛みが出たんです。」などと話される方もいます。また今回フルマラソンが初めてという方もおられ、シューズの中で足部が激しく摩擦され、足のかかとや足趾間に水疱ができていた選手も多くいました。

症状を確認し、ストレッチやテーピングを行います。下肢全般に行います。普段の診療と大きく異なる点は、レースの途中であるということで、当然記録や完走を目標でほとんどの選手はレースに復帰されます。つまりじっくり診ることはできず、少なくとも10分以内には処置等を終了しなくてははいけません。そういった点で忙しさはあるかもしれませんね。

テーピングでは、最近の選手が多く使用されるランニング用のスパッツが曲者で、その上からテーピングする場合も多く固定しにくいものでした。しかも汗をかかれています方がほとんどなので貼付しにくく、貼付してもすぐにはがれてしまうこともあるようでした。

できるだけ早い処置を行いレースへの復帰へつなげるようにしていますが、中にはなかなか復帰できないケースもあります。そのケースがレースへ復帰する場合にはすぐに走りださせず、しっかりアップを行っていただくようにします。冬場で寒いですし、走っていると身体は暖まっているが、止まると急激に冷えてきます。救護所は自衛隊の方が配布してくれる TENT を張り、地面にブルーシートと毛布を敷き、その上に薄いマットを敷きます。暖房は石油ストーブ2個と決して良い環境とはいえません。一度冷えた身体でレースに復帰しても復路の場合は残り10キロ以上ありますので、しっかりアップをしてもらってから復帰してもらうようにしています。

忙しくなるのはレースの後半でランナーたちが天理の折り返し地点を過ぎて、復路で救護所への訪問者が急に増えてきます。このころからはいろんな方が訪れます。例えば下肢の各筋が攣ってしまったという方、足にできた水泡が潰れた方、転倒した方などなど。レースも終盤になるとコースを歩かれてる方が増え、寒くて震えながら訪れてくる方もありました。

ストレッチや水分補給で改善する方もありますが、そうでない方もおられ、これから残り 10 km 以上完走するのは厳しいという方もおられます。本人の意思が「走る」のであればできる限りサポートし送り出すことになります。我々が中止を決定することはできませんが、選手と相談しリタイアの判断してもらわないといけないこともあります。低体温やその他の体調不良などでリタイアされる方もいますが、多くは時間切れでピックアップバスが回収に来て強制終了になる方が多かったです。

あと特徴としては、救護所を訪れる多くは、ストレッチ等を実施する方もいますが、「エアサロある？」とスプレーを希望される方が多かったです。特にレース終盤になると恒例(?)のスプレータイムになります。沿道にスプレーを持ち立っていると、「スプレーして」とランナー（このころにはランナーというよりジョガーやウォーカーが多いですが…）たちが自分の足を指して寄ってきます。

これってホントに効果あるのかなあーと思いながら、スプレーを噴霧し笑顔で「頑張って!!」と送り出します。1 人に行うと日本人の特徴なのかどんどん集まってきます。

スプレーにも基準を決めており、スプレー式消炎鎮痛剤（いわゆるエアサロ）は筋肉の痛みでストレッチ不必要の場合に使用し、冷却スプレー（コールドスプレー）は関節の痛みに対して即効性のあるこのスプレーを使用しています。

大会のサポートに入っただけの感想ですが、ランナーたちのサポートの為の知識は必要ですし、特にランナーの気持ちを尊重することが大切であるということを感じました。

今年も奈良マラソン 2015 が開催されます。サポートメンバーについては毎年募集をかけていますがなかなか集まりが良くないようです。確かに寒い時期に屋外での作業になるので楽な仕事とは言い難いですが、奈良県で行われる参加者も 1 万 5 千人を超える大きな大会であり、理学療法士として関われる職域を拡大するためにも一度経験してみたいかがでしょうか？

ちなみに日程は 12 月 12 日（土）に 3 km ジョギング、13 日（日）フルマラソンと 10 km マラソンが行われます。我々サポートメンバーは 13 日（日）フルマラソンの際に救護所に待機します。暖か過ぎず、寒すぎず、良い天候であることを祈ります。

(公社) 奈良県理学療法士協会 主な開催行事

平成 26 年

開催日時	行事内容
4月12日(土)	第1回定例理事会
4月23日(水)	診療報酬改定情報交換会
5月11日(日)	第1回研修会開催
5月21日(水)～ 7月9日(水)	なら新人研修システム講習会 「呼吸器リハビリテーション」コース開催
5月24日(土)	第21回定期総会 第2回定例理事会
6月1日(日)	第1回新人教育プログラムセミナー開催 新入会員歓迎会
6月29日(日)	第24回奈良県理学療法士学会開催
7月12日(土)	第3回定例理事会
7月16日(水)～ 8月19日(日)	なら新人研修システム講習会 「循環器リハビリテーション」コース開催
7月13日(日)	第22回公開講座開催
8月17日(日)	第2回新人教育プログラムセミナー開催
9月6日(土)	第4回定例理事会
9月10日(水)～ 10月29日(水)	なら新人研修システム講習会開催 「装具・車椅子」コース開催
10月 5日(日)	第2回研修会開催
10月11日(土)	第5回定例理事会
10月19日(日)	地域包括ケア推進リーダー導入研修会開催
10月24日(金)	第1回中和ブロック実技研修会 「ROM 制限を改善させるための新しい治療法の紹介」開催
11月5日(水)～ 12月3日(水)	なら新人研修システム講習会 「訪問リハビリテーション」コース開催
11月6日(木)	第1回北和ブロック症例検討会開催
11月7日(金)	PT OT ST ボーリング大会開催
11月8日(土)	第6回定例理事会
11月 8日(土)～ 11月9日(日)	奈良整形外科リハビリテーション勉強会 「変形性膝関節症の評価と運動療法」開催
11月13日(木)	第2回北和ブロック症例検討会開催
11月16日(日)	介護予防推進リーダー導入研修会開催
11月21日(土)	第1回中和ブロック症例検討会開催
11月28日(木)	南和ブロック症例検討会開催
12月 6日(土)	第7回定例理事会

平成 26 年

開 催 日 時	行 事 内 容
12月 7日 (日)	第3回新人教育プログラムセミナー開催
	第3回研修会開催
12月14日 (日)	奈良マラソンメディカルサポート参加
12月26日 (金)	第2回中和ブロック実技研修会 「ROM 制限を改善させるための新しい治療法の紹介」開催

平成 27 年

開 催 日 時	行 事 内 容
1月14日 (水) ~ 2月25日 (水)	なら新人研修システム講習会 「運動器リハビリテーション」コース開催
1月18日 (日)	第8回定例 (拡大) 理事会
1月23日 (金)	新年会開催
1月25日 (日)	第3回介護予防推進セミナー開催
2月 1日 (日)	第4回新人教育プログラムセミナー開催
2月 8日 (日)	第4回研修会開催
2月14日 (土)	第9回定例理事会
2月21日 (日)	呼吸器循環器系勉強会 「吸引に関する講習会」開催
3月14日 (土)	第10回定例理事会
3月21日 (土)	大阪城リレーマラソン参加

院所・施設紹介



院所・施設紹介

八甲会 潮田病院



施設の周辺環境

全国的に有名な桜の名所、吉野山を臨む場所に位置しています。

最寄の駅は近鉄吉野線「大和上市駅」で徒歩2～3分に位置しています。車では近鉄橿原神宮前より25分ほどの距離です。

施設の規模

介護療養型病棟60床、訪問看護ステーション、居宅介護支援センター

診療科目

内科、婦人科、リハビリテーション科、神経内科、外科、放射線科

施設基準

脳血管リハビリテーションⅢ

運動器リハビリテーションⅡ

人員構成

リハビリテーション専門医（以下リハ医）1名、院内にPT2名、ST2名、訪問看護ステーションにPT1名、院内と訪問の兼任のPT1名、ST1名

対象疾患、業務など

当院は介護療養型病棟で、他病院を退院後自宅での生活が困難な高齢の患者が転院してくる事が多く、ほとんどの方が介護保険下でのリハビリを行っています。入院患者の年齢層は70～90代と高齢で、自宅に退院する患者もいますが多くは当院で終末期を迎えます。よってベッド上や車椅子上でのポジショニングの検討や褥瘡委員会や身体拘束廃止委員会への積極的な参加を行っています。

また医療保険下での外来リハビリテーションも行っています。

訪問リハビリでは、PT2 名が吉野、大淀、下市を中心に周っており、吉野山の山頂付近まで訪問に出かけることもあります。（桜の季節には通行不可になります。）さらに今年 4 月からは訪問での ST も開始しています。

当院の特徴

当院にはリハ医が常勤しており、リハビリスタッフと机を並べているため連携が取りやすい環境にあります。リハビリの進行状況の報告や患者の状態の変化に対するリハビリ内容の変更、薬の変更や効果の確認など、お互いの情報交換がスムーズに行え、素早い対応が可能となっています。

またリハ科内ではリハ医が主催となって週に各 1 回、新入院患者や外来患者の画像読影を行ったり、循環器や泌尿器、呼吸器などの内科学や疾患の勉強会を行ってくれています。さらに PT 同士でも資料の輪読や症例に対する意見交換などを毎週行っています。

職場の雰囲気など

スタッフの年齢は 20 ～ 40 代、経験年数も新人～ 20 数年と幅広いです。

スタッフは全員が男性で体を動かすことが好きなスタッフが集まっており、昼休みに卓球をしたり、年数回の草野球やテニスをしたりしています。



院所・施設紹介

医療法人康仁会 西の京病院

理学療法士 明道 知巳



当院は昭和 61 年 10 月に開設し、来年で 30 周年を迎えます。

場所は近鉄西ノ京駅下車約 10 分で、歴史を感じる薬師寺参道を通り出勤できる職場です。

私たちは「一人の人を一生涯見守ることのできる医療環境づくり」を追求、実践しています。康仁会では西の京病院・介護老人保健施設ロイヤルフェニックス・訪問看護ステーションかがやき・介護付き有料老人ホームメビウス大和郡山・西大寺透析クリニックなど多くの施設があり、昨年 8 月にはロイヤルフェニックスが増床され 150 床となり、デイケアの定員も増えました。また病院では 11 月に地域包括ケア病棟を開設しました。開設時と比べると施設の面積もかなり大きくなりました。

リハビリテーション科スタッフも年々増員され、現在 PT32 名、OT8 名、ST7 名、Ass3 名の合計 50 名と私が赴任してきたころからは想像もつかないくらい大所帯になりました。

我々康仁会のリハビリテーション部門基本方針は「どのような時期状況であっても、温かい心配りと質の高い技術で、その人らしく日常生活（人生）が送れるよう支援します。」であり、この方針のもとリハサービスを提供しています。

今回の病院紹介では当康仁会の西の京病院、介護老人保健施設ロイヤルフェニックス、訪問看護ステーションかがやきそれぞれの紹介をさせていただきます。

《 西の京病院 》 （PT：23 名、OT 5 名、ST 6 名、Ass 3 名）

救急医療や専門医療の充実に力を注ぎ、特に循環器、腎透析、脊椎人工関節などの専門分野には最新の設備と高度な技術が結集されています。さらには癌をはじめとする成人病の早期発見のための PET 総合健診も充実しています。

その中で今回はリハスタッフが多くかかる病棟である、整形外科病棟と地域包括ケア病棟について紹介します。

●整形外科病棟（50 床）



＜平成 26 年整形外科手術件数＞		
膝	TKA	230 件
股	THA	96 件
	人工骨頭	17 件
脊柱	頸椎	20 件
	腰椎	120 件
肩	人工肩関節	1 件
	鏡視下	41 件
合 計		540 件

脊柱の固定術や、膝関節、股関節に対する人工関節全置換術などのケースが多く、最近では腱板断裂に対する手術症例も増えてきています（平成 26 年度の整形外科手術件数参照）リハでは術前評価より関わり早期より理学療法を実施しスムーズに在宅生活へ復帰できるようフォローアップしています。症例数が多いこと、Dr との連携が取りやすいことなどが当院の特徴です。毎週金曜日には Dr、病棟看護師、リハスタッフでカンファレンスを行いお互いに意見交換しており、診療を行う上で非常に助かっ

ています。



また昨年より床反力計と三次元動作解析装置(左写真)を導入して頂き、術前後での歩行能力の変化を客観的に評価できるようになりました。今年の 5 月には「TKA 術前後での歩行能力の変化」というテーマで日本リ

ハビリテーション医学会に発表することにもなりました。今後もこの点については研究を重ねていきたいと考えています。

●地域包括ケア病棟（50 床）

平成 26 年 11 月より開設し約半年が経過しました。昨年の診療報酬の改定において新設された病棟で、開設前より準備室を立ち上げ議論を重ねてようやく軌道



に乗り始めたところです。県内でも今後開設予定や検討されてるところもあると思います。わかる範囲で経験談等はお話しできるかと思いますのでいつでも連絡ください。

当院におけるこの病棟の役割は、在宅へ復帰するために必要なリハサービスを提供する病棟であり、現在専属 PT を 1 名配置し、病棟にリハスペース（写真）にてリハを実施しています。病棟スタッフとの連携のもと、病棟内で看護師等によるリハの充実を図り、また入院当初より在宅復帰へ向けた明確な目標設定を行い、2 ヶ月という期間で在宅復帰してもらうように進めています。

《 介護老人保健施設ロイヤルフェックス 》（PT 6 名、OT 2 名、ST 1 名）



入所 150 床、通所 80 名に対して現在 PT6 名、OT2 名、ST1 名が勤務し、多職種のスタッフと協議のうえ、その方に適したプログラムを作成し、在宅生活に向けたリハサービスを提供しています。

昨年 8 月よりレッドコードによる体操やマシントレーニングを導入しより積極的に運動介入できるようになりました。

“日常生活を元気で快適に送れるように”を目標に理学療法士や作業療法士が個別に、またはグループでのリハビリテーションを行います。

《 訪問看護ステーションかがやき 》（PT 4 名、OT 1 名、ST 1 名）



PT3 名、OT1 名で 1 日 6 人を上限に在宅訪問しリハサービスを提供しております。

理学療法士・作業療法士、言語聴覚士がご自宅を訪問し、身の回りの動作訓練や趣味、家事動作など生きがいや役割を見つけるお手伝いなど、より充実した在宅生活が過ごせるよう生活リハビリを行います。

- ・身体機能および生活機能の評価
- ・日常生活動作の訓練

- ・自主訓練のための援助
- ・身体機能・嚥下機能・高次脳機能などの維持回復訓練
- ・住宅改修および福祉用具の助言と適合判定
- ・ご利用者およびご家族への専門的助言や提案

・心理的サポート

サービスを提供する際には、主治医、ケアマネジャーや他のサービス提供者と積極的に連携を図り、一人一人のご利用者に応じた適切なサービス提供に努めています。

～最後に全員で記念写真～

スタッフは多くなりましたが、それぞれが個人の目標を持ち日々成長できるよう頑張っています。今後ともよろしくお願い致します。



院所・施設紹介

やました医院

安間 治

当院は医療法人風尚会やました医院という名称で山下正人医師が平成16年に生駒市南田原町に開業した脳外科、リハビリテーション科を標榜する医院です。開業間もなく私はその理学療法士として勤務を始めました、始めは運動療法の施設基準に従って理学療法を実施していましたが、その後介護保険による通所リハビリテーションに転換し現在に至っています。やました医院の周辺は緑がまだ豊富で窓の外には生駒山とその周辺の丘陵が広がり天気の良い日は景色がとても良いです。

一階に受付、診察室、処置室、MRI、レントゲン装置などを設置しており、2階にリハビリテーション室があります。郊外に立地しているので広い駐車スペースがあります。当院の隣には小児科医院、歯科医院、デイサービス事業所、薬局などが存在し、少し離れた場所にはコンビニや飲食店も増え開院の頃に比べ便利になりました。

通所リハビリテーションは午前、午後2部があり定員はそれぞれ10人です、食事や入浴のサービスはありません、理学療法の提供がそのおもな業務になっています、規模の分類では通常規模の施設にあてはまります、その利用者は生駒市とその周辺からやました医院の車で送迎され通ってこられます。対象となる疾患は脳血管障害やパーキンソン病、認知症、四肢体幹の骨関節や筋肉の疾患などで、そのためより介護が必要とされる高齢者の皆さんがその生活を少しでもより良くするため日々頑張っておられます。

昨年より新たに理学療法士を採用し訪問リハビリテーションも開始して、通所が困難な皆様の便宜を図っております。介護の多様化の流れで柔軟なサービスの提供が求められ個人のニーズに沿った対応が欠かせません。社会が理学療法士を認めるということはそのサービスの質が一定水準を満たすことが必要です。

最近では社会の高齢化と介護の深刻化が顕著であり我々、理学療法士の仕事も大きく広がり、認知症対策や障害を持った皆様の家庭生活に深く関わる事が多くなりました。

山下正人院長も認知症対策の必要性を認識し家族や患者さんの指導に熱心に取り組んでいます。このような社会情勢の中で介護保険での理学療法のサービスは一層重要性が増しています、若い奈良理学療法士協会会員の皆さんの介護事業への理解と様々な

事業に参加を待っています。

： やました医院 通所リハビリテーション リハビリ室の内部の写真 ：



平成26年度受賞者紹介



1. 平成25年度医療業務等功労者奈良県知事表彰
2. (公社) 奈良県理学療法士協会
特別賞ならびに学術奨励賞 会長賞
3. (公社) 奈良県理学療法士協会 学術奨励賞
学会長賞 新人賞

ここでは平成25年度、26年度に内外から表彰された受賞者を
紹介し、改めてその栄誉を称えます。

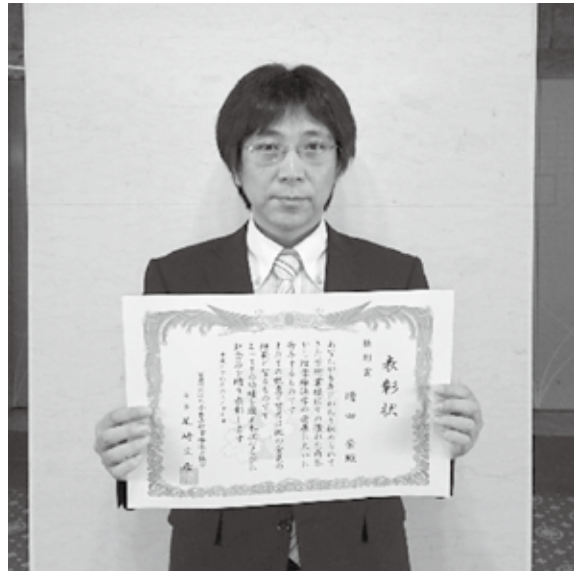
平成25年度奈良県知事表彰



安間 治 会員



(公社) 奈良県理学療法士協会特別賞
学術奨励賞 会長賞

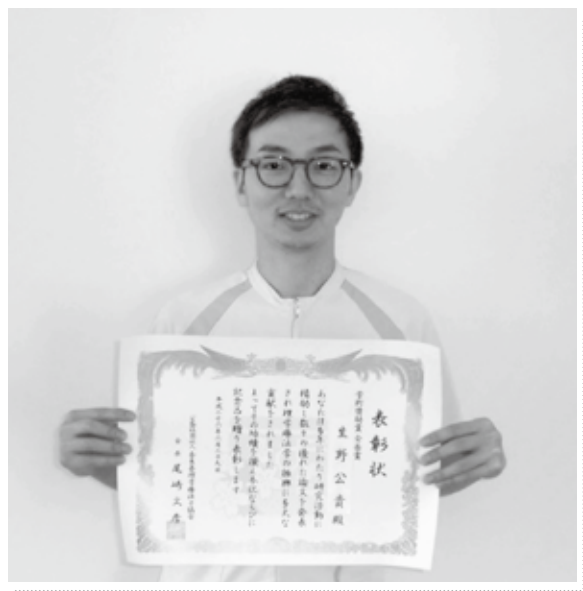


増田 崇 会員



徳久 謙太郎 会員





生野 公貴 会員



徳田 光紀 会員

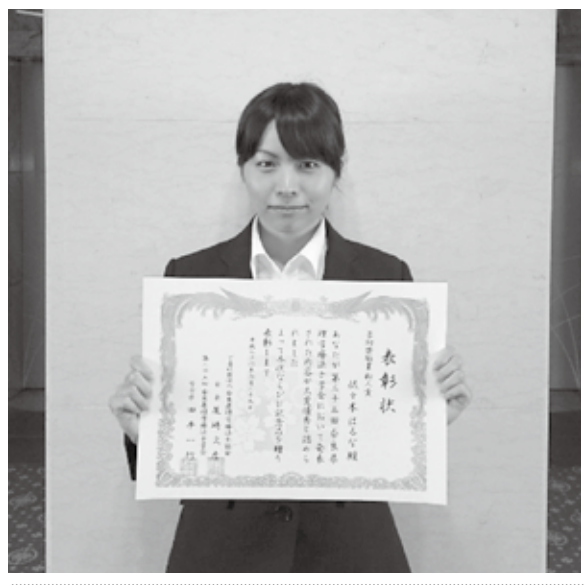


(公社) 奈良県理学療法士協会
学術奨励賞 学会長賞



松本 大輔 会員

(公社) 奈良県理学療法士協会
学術奨励賞 新人賞



佐々木 はるな 会員



(公社) 奈良県理学療法士協会
定 款



公益社団法人奈良県理学療法士協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人奈良県理学療法士協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県香芝市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、理学療法士の職業倫理の高揚を図るとともに、理学療法の学術及び技能の向上を推進し、もって県民の医療・保健・福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 理学療法を通じて、県民の医療・保健・福祉の増進に寄与するための事業
 - (2) 理学療法士の職業倫理の高揚並びに学術及び技術の向上に関する事業
 - (3) 理学療法士の教育機関に協力し、理学療法士の資質向上に寄与する事業
 - (4) 理学療法に関する会誌その他の刊行物の発行及び調査研究に寄与する事業
 - (5) 内外の関連団体との連絡及び協力に関する事業
 - (6) 理学療法士の社会的地位の向上及び相互福祉に関する事業
 - (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、奈良県内において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 理学療法士及び作業療法士法第2条第3項に規定する理学療法士で、この法人の目的に賛同して入会したもの
- (2) 賛助会員 理学療法士以外で、この法人の目的に賛同し、この法人に対し育成・援助を図る個人又は団体であって理事会の承認を得たもの
- (3) 名誉会員 この法人に多大の功績があった者で、理事会の推薦を受け、総会の承認を得たもの

- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第7条 正会員及び賛助会員になろうとする者は、理事会が定めるところによる入会申込みをし、その承認を得なければならない。

(経費の負担)

第8条 正会員は、この法人の事業活動に必要な経費に充てるため、総会において定める会費規程に基づき会費を支払わなければならない。

- 2 賛助会員は、この法人の事業活動に必要な経費に充てるため、総会において定める会費規程に基づき会費を支払わなければならない。

- 3 名誉会員は、会費の納入を免除する。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、かつ、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 理学療法士の免許を取り消されたとき。
- (2) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (3) 第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (4) 総正会員が同意したとき。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定により退会し、除名され、又はその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品はこれを返還しない。

第3章 総 会

(総会の構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(総会の権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 会費の金額
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
- (9) 理事会において総会に付議した事項
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会の種別及び開催)

第15条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 前項の定時総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時社員総会とする。
- 3 定時総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に、理事会の決議に基づき、開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求があったとき。

(総会の招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長は、前条第4項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的である事項等を記載した書面

をもって、少なくとも総会の日1週間前までに通知を発しなければならない。
ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、総会の日2週間前までに通知を発しなければならない。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(総会の議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開催することができない。

(総会の決議)

第20条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(総会における書面決議等)

第21条 総会に出席しない正会員は、代理権を証明する書面をこの法人に提出することにより、他の正会員を代理人として議決権を行使することができ、また、理事会において総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使できることとするときは、あらかじめ通知された事項について、議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員の設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 8名以上10名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、同項の副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。

4 前2項の業務執行に係る権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。

5 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は

辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員に対する報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員に対する報酬等及び費用に関する規程による。

第5章 理 事 会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- (4) 総会の日時、場所、目的である事項等の決定

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第37条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類を定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告

- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第40条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(会計原則)

第41条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第7章 事務局

(設置等)

- 第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。
- 2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置くことができる。
 - 3 事務局長及びその他の職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第45条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団

法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事（会長）は尾崎文彦、業務執行理事（副会長）は石橋睦仁及び増田崇とする。

公益社団法人奈良県理学療法士協会定款細則

(総則)

第1条 この細則は、公益社団法人奈良県理学療法士協会定款に基づき、定款施行の円滑運用のため定める。

(運営の基本に関する項)

第2条 この法人が行う事業及び活動については組織図に基づき、原則として上位役職者の指示もしくは承認を得て実施し、常にその責任の所在を明らかにしておくものとする。

(会員に関する項)

第3条 この法人の定款第6条第1項第1号に規定する正会員は、公益社団法人日本理学療法士協会に所属するものとする。

2 入会・退会及び異動の手続きは、この法人所定の用紙をもってすべて理事会に提出するものとする。

3 正会員は、特別の事情がある場合、本人の申し出により、1年を単位として休会することができる。なお、休会事由が消滅した際は、速やかに復会しなければならない。

(会費に関する項)

第4条 この法人の正会員の会費は、年額10,000円とする。会費納入期限は原則として5月31日とする。

2 賛助会員の会費は、年額20,000円とする。

3 名誉会員の会費は、免除する。

(役員等に関する項)

第5条 局・部及び委員会は理事会の決議を経て設置する。

2 局長は、理事会の任命により局を運営する。

3 部長は、理事会の任命により部を運営する。部員は部長が選任し、会長が委嘱する。

4 委員長は、会長の任命により委員会を運営する。委員は、委員長が選任し、会長が委嘱する。

第6条 理事は部長又は部員を兼任することはできない。ただし委員の兼任は妨げない。

第7条 部の担当する職務分担については、分掌規程に定める。

第8条 部長及び委員の任期については、定款第27条を準用する。

(理事会に関する項)

第 9 条 理事会は原則として年 6 回以上開催する。

(諮問機関に関する項)

第 10 条 この法人に会長又は理事会の諮問機関として、表彰審査委員会、その他の諮問委員会を置くことができる。

第 11 条 諮問委員会の委員長は理事会で決め、委員は委員長の推薦とする。なお、任期は、審査諮問に要する期間とする。

第 12 条 会長は、諮問の内容を具体的に示して、委員会の審議・審査等に便宜を与えなければならない。また、委員会は時期を逸しないよう審議・審査等をすみやかに行わなければならない。

(資産管理に関する項)

第 13 条 この法人の定款第 37 条の資産管理の方法は総務部で立案し、総会の決議を経て、財務部で行う。

(財務に関する項)

第 14 条 備品台帳には、購入価格 100,000 円以上のものを記載するものとする。

第 15 条 この法人の正会員が行動するための運賃、宿泊料など、旅費に関する経費の算定および支出は、役員の報酬等及び費用に関する規程に定めるところに従うものとする。

(表彰に関する項)

第 16 条 会員の表彰について、その種類や基準等については表彰規程に定める。

(慶弔に関する項)

第 17 条 この法人の慶弔に関しては、次による。

- (1) 会員又はその配偶者が死亡した場合、弔慰金にて表意する。
- (2) 会長が認めた場合、弔・祝電など適切な慶弔行為ができる。
- (3) 本項は、会員又は家族などの通知により、適用するものとする。

(細則の改廃に関する項)

第 18 条 この細則の変更は、理事会の決議を経て、総会で承認を受けることとする。

附則

この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(公社) 奈良県理学療法士協会
規定および申し合わせ事項



規 程

分 掌 規 程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の局・部・委員会の業務分掌については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 事務局長は以下を統括する。

1) 総務部

- ① 定款・定款細則及び諸規程の運用に関すること
- ② 本会の登記に関すること
- ③ 公文書・報告書などの発送・受領及び管理に関すること
- ④ 本会及び関係業種の刊行物の管理に関すること
- ⑤ 総会の準備・運営及び議事録などの作成・管理に関すること
- ⑥ 理事会の準備・運営及び議事録などの作成・管理に関すること
- ⑦ 奈良県への活動報告に関すること
- ⑧ 事務所及び資産の管理に関すること
- ⑨ 活動記録・資料の管理に関すること
- ⑩ 慶弔に関すること
- ⑪ その他

2) 会員管理部

- ① 会員管理に関すること
- ② 会員・役員の名簿の作成・保管に関すること
- ③ 連絡網の管理・運営に関すること
- ④ その他

3) 財務部

- ① 予算・決算に関すること
- ② 会費徴収に関すること
- ③ 事業支出・事業収入に関すること
- ④ 流動資産の管理に関すること
- ⑤ 什器備品の管理に関すること
- ⑥ 固定資産の管理に関すること
- ⑦ その他

4) 福利厚生部

- ① 相互扶助事業に関する事
 - ② 傷害保険に関する事
 - ③ その他
3. 学術局長は以下を統括する。
- 1) 研修部
 - ① 学術研修会の企画・運営に関する事
 - ② その他
 - 2) 生涯学習部
 - ① 公益社団法人日本理学療法士協会生涯学習システムに関する事
 - ② その他
 - 3) 学術誌部
 - ① 学術誌の企画・編集及び発行に関する事
 - ② その他
4. 社会局長は以下を統括する。
- 1) 医療保険部
 - ① 医療保険に関する情報収集及び会員への情報提供に関する事
 - ② その他
 - 2) 介護保険部
 - ① 介護保険に関する情報収集及び会員への情報提供に関する事
 - ② その他
 - 3) 社会福祉部
 - ① 社会福祉制度に関する情報収集及び会員への情報提供に関する事
 - ② その他
 - 4) 理学療法啓発部
 - ① 理学療法の啓発に関する事
 - ② 理学療法週間関連事業の企画・運営に関する事
 - ③ その他
5. 広報局長は以下を統括する。
- 1) 会誌部
 - ① 会誌の企画・編集及び発行に関する事
 - ② その他
 - 2) ニュース編集部
 - ① ニュースの企画・編集及び発行に関する事
 - ② その他

- 3) ホームページ管理部
 - ① ホームページの作成・更新及び維持管理に関すること
 - ② その他
- 6. 委員会は、それぞれ以下の事業を分掌する。
 - 1) 選挙管理委員会
 - ① 理事・監事の選出に関すること
 - ② その他
 - 2) 奈良県理学療法士学会準備委員会
 - ① 奈良県理学療法士学会の企画・運営に関すること
 - ② 表彰規程に基づいた審議と表彰審査委員会への推薦に関すること
 - ③ その他
 - 3) 公開講座準備委員会
 - ① 公開講座の企画・運営に関すること
 - ② その他
 - 4) 表彰審査委員会
 - ① 表彰審査に関すること
 - ② 表彰式の企画・運営に関すること
 - ③ その他
 - 5) 新人研修委員会
 - ① 新人研修システムの企画・運営に関すること
 - ② その他
 - 6) 専門領域勉強会管理委員会
 - ① 専門領域勉強会の管理に関すること
 - ② その他
 - 7) ブロック活動推進委員会
 - ① ブロック活動に関すること
 - ② 地区別症例検討会の企画・運営に関すること
 - ③ その他
 - 8) 理学療法士講習会準備委員会
 - ① 理学療法士講習会の企画・運営に関すること
 - ② その他
 - 9) 公益法人化推進委員会
 - ① 公益社団法人への移行に関すること
 - ② その他

7. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

会 計 規 程

1. 総則

- 1) 公益社団法人奈良県理学療法士協会の会計に関する事項は定款に定めのある場合のほか、この規程を適用する。
- 2) 会計処理の原則、及び手続きは平成 20 年公益法人会計基準を準拠することとする。
- 3) 収入・支出は予算に基づいて行なわれ、総会の承認を得て、これを執行する。
- 4) 事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。
- 5) 収支予算書は当該年度の始まる以前に作成しなければならない。ただし、当該年度中において、これを変更することはできる。
- 6) 収入とは会費、事業収入、寄付金、資産から生じる収入及び他の収入をいう。
- 7) 支出は業務遂行上必要な経費をいう。
- 8) 予測しがたい予算の不足に当てるため予備費を設けなければならない。

2. 予算

- 1) 予算は各部の事業計画案に従い立案し、調整及び編成は理事会において行う。
- 2) 会長は予算案を理事会の承認を経て総会に提出しなければならない。
- 3) 予算は、定款の定める目的以外にこれを使用することができない。

3. 決算

- 1) 収支計算書は毎会計年度終了後に作成して総会の承認を得なければならない。
- 2) 決算は予算と同一区分により作成し、且つこれに下記の事項を明らかにしなければならない。
 - ① 収支計算書
 - ② 正味財産増減計算書
 - ③ 貸借対照表
 - ④ 財産目録
 - ⑤ 附属明細書

4. 金銭出納

- 1) 金銭の出納・保管においては出納責任者をおくものとする。
- 2) 金融機関との取引を開始、または廃止する時は会長の承認を得なければならない。
- 3) 出納責任者は日々の現金支払いにあてるため手許現金をおくことができる。
- 4) 下記の経費は概算払いをすることができる。
 - ① 旅費交通費
 - ② 前渡し金

③支出をしなければ調達困難な物件の購入費

5. 固定資産

この規程において、固定資産とは法人が有する資産のうち流動資産以外の資産で、次に掲げるものをいう。

①基本財産

基本財産として定めた有価証券、定期預金等

②特定資産

記念事業積立資産

事務所開設・運営積立資産

備品購入引当資産

③その他の固定資産

什器備品等

6. 勘定科目

収支計算書における勘定科目は別に定める。

7. 会計帳簿

会計帳簿として次にあげるものを備えなければならない。

①主要簿

仕訳帳

総勘定元帳

②補助簿

現金出納帳

預金出納帳

収支予算の管理に必要な帳簿

固定資産台帳

基本財産明細帳

会費明細帳

指定正味財産明細帳

③備品は、備品台帳に登録しなければならない。

8. 書類の保存

- 1) 公益法人の財務諸表、会計帳簿、収支予算書、収支計算書は、最低5年間保存するものとする。
- 2) 保存期間終了後に会計関係書類を処分する時は理事会に承認を得なければならない。

9. 附則

- 1) この規程の改廃は、理事会の決議を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

総会議事運営規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の総会の議事運営については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 議事運営

- 1) 総務部は総会を円滑且つ公正に運営する。
- 2) 総務部は、議長より指示された議事運営に関することを補佐する。
- 3) 総務部は、会議中の会員の入退室を管理しなければならない。

3. 進行

- 1) 議長決定までの進行は会長が指名したものが当たる。
- 2) 議長解任後の進行は会長が指名したものが当たる。

4. 議長の選出

- 1) 議長は正議長1名とする。
- 2) 選出方法は正会員より立候補を募り、承認を得る。立候補者が多数の場合は挙手による多数決により選出する。立候補者がいないときは、理事会で推薦し、承認を得る。

5. 議長

- 1) 議長は、議事の整理や会議の統括を行い、議場の秩序を保持するものとする。
- 2) 議長は、指示に従わない者を発言停止や議場退席させることができる。
- 3) 議長は総会の承認を得て、議事を記録するために2名の書記を任命するものとする。
- 4) 議長は、討論の前に質疑を行わなければならない。討論は反対者、賛成者の順で交互に発言させるようにつとめなければならない。
- 5) 議長は、総会終了後、速やかに書記を解任するものとする。

6. 定足数

- 1) 進行者は出席者が定足数に達したとき、総会の成立を宣言する。
- 2) 委任状を提出したものは出席したものとみなす。

7. 委任状

委任状の締め切りは、総会開始前までとする。

8. 討議

- 1) 討議には質疑と討論があり、最初に質疑をしなければならない。
- 2) 発言者は議長の許可を得なければならない。
- 3) 発言者は発言に先立ち、所属と氏名を述べなければならない。

9. 採決

- 1) 採決を行うときは、議長はその議決をしようとする議案の内容と採決方法を明確に告げ、採決を行う。その際、条件をつけることはできない。
- 2) 採決の順序は、議長がこれを決め、原案に最も遠い修正案より先に採決する。修正案がすべて否決されたときは、原案について採決しなければならない。
- 3) 採決は次の方法の一つとする。
(1) 拍手 (2) 挙手 (3) 起立 (4) 無記名投票 (5) 記名投票
- 4) 総会の議事は、定款で別に定められた場合を除き、出席構成員の過半数同意をもって決し、可否同数の場合、議長の決するところによる。
- 5) 出席構成員とは、本人出席会員である。ただし、議長は除く。
- 6) あらかじめ通知されていない議案については、委任状は表決の対象とならない。よって、採決時の出席構成員は本人出席会員のみである。
- 7) 採決を挙手及び起立で行う場合、最初に出席者を数えてから、賛成の決をとり、可否を決定する。
- 8) 採決を行った場合、議長はその結果を宣言しなければならない。

10. 選挙

選挙役員については、別に定めるところによる。

11. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

選 挙 規 程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の選挙については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 目的

定款第 23 条に基づき、役員立候補に関する事項をこの規程に定める。

3. 選挙管理委員

- 1) 選挙管理委員は、総会において正会員の中よりこれを 3 名選出する。定員を超えた場合には、抽選により決定する。理事は選挙管理委員を兼ねることができない。
- 2) 選挙管理委員は、選挙管理委員会を構成し、当該選挙に伴う一切の責任を負う。
- 3) 選挙管理委員の互選により、選挙管理委員長 1 名を選出する。
- 4) 選挙管理委員長は、選挙管理委員会を統轄し、選挙管理委員に欠員が生じた場合にはこれを正会員の中から選任し、補充する。
- 5) 選挙管理委員が当該の選挙に立候補し、又は推薦者になろうとするときは、選挙管理委員を辞任する。
- 6) 選挙管理委員の任期は、2 年とする。

4. 選挙の公示

選挙管理委員会は、投票日の 60 日以前に選挙すべき役員の定員を公示し、立候補を受け付けなければならない。立候補届出の締切日は、投票日の 30 日以前とする(郵送による立候補届出の当日消印は有効とする)。

5. 立候補

理事及び監事の選挙は、正会員の自由意志、又は推薦により立候補できる。推薦の場合、3 名以上の推薦を必要とし、本人の同意を得て推薦者の代表が文書をもって届出るものとする。

6. 選挙人

選挙人は、選挙が行われる日において、正会員として登録されている者とする。

7. 選挙の方法

- 1) 選挙は、無記名投票により行う。
- 2) 投票用紙は、選挙管理委員会が定める用紙を用い、定数を超えて投票したものは無効とする。
- 3) 投票場の開閉時間は、選挙管理委員会が公示する。
- 4) 有効投票は、投票総数の 3 分の 2 以上を必要とする。

- 5) 単記投票の場合は、有効投票の過半数に達したものにより当選を決め、過半数に達しない場合は、上位 2 名で決選投票を行う。
- 6) 得票が同数の場合は、抽選により当選者を決める。
- 7) 候補者が定数又はそれ以下の場合は、無投票当選とする。
- 8) 立候補者が定員に満たないときは、理事会において補充の候補者を推薦し、総会の承認を得る。

8. 選出の方法

役員の選出は、次により行う。

- 1) 理事は、定員内連記投票により選出する。
- 2) 監事は、定員内連記投票により選出する。

9. 選挙活動

候補者は、下記要項で宣伝を行うことができる。

- 1) 候補者、推薦者代表の氏名及び立候補の趣旨（400 字以内）の告示のみとする。
告示は、選挙管理委員より文書をもって通知する。
- 2) 候補者は、他の候補者の推薦をしてはならない。

10. 当選者の辞任又は辞退

当選者が当選の日から任期開始後 60 日以降に死亡、退会、若しくは正当の事由で辞任又は辞退したときは、理事会に置いて補欠選挙の有無を決める。

11. 開票立会人

開票に際しては、立会人 2 名を置かなければならない。立会人は、各候補の推薦する者の中から、くじで定めた者を選挙管理委員会が選任する。

12. 投票管理者及び補助者

- 1) 選挙管理委員会は、正会員の中から投票管理者ならびにその補助者を選任し、投票所毎に投票管理者 1 名、補助者若干名を配置する。
- 2) 投票管理者及び補助者は、当該投票所における投票に関する事務を担当する。

13. 投票立会人

- 1) 選挙管理委員会は、正会員の中から投票立会人を選任し、投票所毎に 2 ～ 5 名を配置する。
- 2) 投票立会人は、常時 2 以上で当該投票所における投票の公正を期す。

14. 実施要項の制定と周知

上記各項の他、選挙の実施に関する要項については、選挙管理委員会がこれを定め、理事会の承認を得たのち、正会員にその内容を周知する。

15. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

表 彰 規 程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の表彰については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 主旨

本規程は、本会会員として公益社団法人奈良県理学療法士協会活動・学術活動、理学療法、その他の領域において多大な功績のあった者を、奈良県理学療法士協会特別賞（以下 特別賞）、奈良県理学療法士協会 学術奨励賞（以下 学術奨励賞）、奈良県理学療法士協会 功労賞（以下 功労賞）、の名において表彰する。

3. 表彰審査委員会

定款細則 10 条により表彰審査委員会を設置する。

4. 表彰者の選定と決定

表彰者の選定は、表彰審査委員会の議を経て行い、理事会において決定する。

5. 表彰の方法と公表

表彰は表彰状及び副賞を総会・奈良県理学療法士学会・式典・その他の場で授与し、ニュース・その他に掲載することをもって公表する。

6. 推薦基準

1) 特別賞

推薦基準その他については、「特別賞申し合わせ事項」として別に定める。

2) 学術奨励賞

推薦基準その他については、「学術奨励賞申し合わせ事項」として別に定める。

3) 功労賞

推薦基準その他については、「功労賞申し合わせ事項」として別に定める。

7. 制度の運用

表彰制度の運用主体は表彰審査委員会であり、推薦方法及び選定・授与・公表・その他の表彰に関する事項について、本委員会が関係専門部及び関係委員会と連絡・協議して行うものとする。

8. 附則

1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。

2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

名 誉 会 員 規 程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の名誉会員については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 資格

名誉会員は定款第6条第1項3号の規程に基づき定める。

3. 選任基準

名誉会員の推薦

- ①名誉会員の推薦は多年にわたり本会に在籍し、理学療法の進歩と発展に顕著な功績が認められた65歳以上の正会員の中から定款第6条第1項3号の規程に基づき理事会で推薦を受け、総会で承認を得たものとする。
- ②本会の充実と発展のために多大の貢献が認められた学識経験者等を定款第6条第1項3号規程に基づき理事会で推薦を受け、総会で承認を得たものとする。

4. 待遇

名誉会員に対する待遇

- ①名誉会員に推薦されたものは、入会の手続きを要せず本人の承諾をもって名誉会員となるものとする。
- ②名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。
- ③名誉会員は、本会が主催する学会・研修会・懇親会などすべての行事及び本会刊行物などを無料とする。
- ④名誉会員は、本人の申し出及び著しく本会の名誉を損なわない限り、会員の資格を失わない。

5. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

賛助会員規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の賛助会員については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 賛助会員の資格

公益社団法人奈良県理学療法士協定会款第6条に定める賛助者をもって賛助会員とする。

3. 本会と賛助会員の関係

1) 本会は賛助会員に対し常に接し相互の発展に寄与できるよう会員にその事業概要を周知させ協力する。

2) 本会と賛助会員は相互に密接な連携をとり理学療法の普及と進歩に寄与する。

4. 賛助会員の会費

1) 会費は年額 20,000 円とする。

2) 会費の納入は原則として、その年度の 12 月末日までとする。

尚、年度途中の入会においてもその年度の全額の会費を納入する。

3) 本会は納入された賛助会費を予算に計上する。

4) 正当な理由なくして会費を 1 年以上納入しないときは退会したものとみなされる。

5. 賛助会員に対する優遇

1) リハビリテーション医療に関する設備、機器等の開発、改良、情報収集等について本会の協力を持つことができる。

2) リハビリテーション機器に関する研究開発、改良並びに情報収集等について発表の機会を持つことができる。

3) 本会の主催する会合、研修会等で展示設備のある場合に商品展示することができる。その費用は賛助会員負担とする。

4) 会員と同様に本会発行刊行物等を送付する。

5) 本会の発行するニュース、名簿に住所、電話番号、営業所、営業品目等を掲載する。

6) 賛助会員はニュースに広告を優遇し掲載することができる。

6. 附則

1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。

2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

事務所運営規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の事務所の管理・運営については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 管理運営

事務所の管理・運営は総務部で行う。

3. 事務所の使用手続

- 1) 会員は本会事業運営に関わる会議等のため、事務所を使用することができる。
- 2) 事務所の使用にあたっては役員又は部長・委員長が使用責任者になるものとする。
- 3) 事務所使用の申し込みは本会役員メーリングリスト上で行い、事務局長が許可をする。
- 4) 鍵の受け渡し調整等は責任者が行うものとする。
- 5) 事務所使用にあたっては、その日時、目的、使用後の状況など必要事項を責任者が「事務所使用記録」に記載することとする。

4. 注意事項

- 1) 事務所内は禁煙とする。
- 2) ゴミは必ず使用者が持ち帰るものとする。
- 3) 事務所使用に際しては近隣住民の迷惑とならないようにする。
- 4) 事務所使用後は清掃し、元の状態に戻しておく。

5. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

役員に対する報酬等及び費用に関する規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の報酬等及び費用については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 目的

定款第 29 条に基づき、役員に対する報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

3. 用語の意義

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

①役員とは、理事及び監事をいう。

②報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

③費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

4. 報酬等の支給

役員は、無報酬とする。

5. 費用

この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

6. 公表

この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

7. 附則

1) この規程を改廃する場合は、総会の承認を必要とする。

2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

会 費 規 程

1. 目的

定款第8条に基づき、会員の会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2. 会費

- (1) この法人の正会員の会費は、年額 10,000 円とする。
- (2) この法人の賛助会員の会費は、年額 20,000 円とする。
- (3) この法人の名誉会員の会費は、免除する。

3. 会費の使途

会費は、毎事業年度における合計額の 50 % 以上を、当該年度の公益目的事業に使用する。

4. 納入期限

会費納入期限は、原則として、毎年 5 月 31 日とする。

5. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、総会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

申し合わせ事項

財務部申し合わせ事項

1. 事業年度は定款第5条により、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。
当該年度においては、その年度の収入支出とするが公共料金等一部が翌年度の会計となることもある。
2. 前渡金
 - 1) 事業を行なう際、前渡金として、その予算を事前に概算払いすることがある。
 - 2) 前渡金が準備を含めて次年度にまたがる事業費については当年度の決算とし、決算額との差額（残金、欠損）については次年度についての会計とする。
3. 会議費、旅費及び昼食費について
 - 1) 旅費等はこの法人の正会員が、この法人の命を受けて、その対外的用務を遂行するために行動する場合に限り、算定を行い支給するものとする。これ以外の部員及び委員等の活動に伴い発生する費用については、部員活動費（一部員につき年額2,000円）に含めるものとする。
 - 2) 正会員が対外的用務として出張する場合、旅費、交通費、参加費は実費を支給する。
 - 3) 必要に応じて宿泊する場合、実費（1泊につき上限15,000円）を支給する。
 - 4) 前項以外に、旅費支給が必要な場合、理事会で決定する。
 - 5) 出張について、半日拘束の場合は1,000円、1日拘束の場合は2,000円の昼食費を支給する。
 - 6) 理事会及び部長委員長会議の出席者には会議費として1会議ごとに800円を支給する。
4. 再入会について
「会費未納者による退会者」が再入会する場合。奈良士会、他士会に関わらずに、以下の条件で会費を納入するものとする。
 - 1) 未納会費（2年分相当：本会の当年度会費2倍）の納入。
 - 2) 協会入会金と本会当年度会費の納入。

県学会申し合わせ事項

本会定款第3条（目的）第4条（事業）」にもとづき、奈良県理学療法士学会を年1回開催する。

- 1) 本事業をおこなうため、本会定款細則5条により奈良県学会準備委員会を置く。
- 2) 学会長は学会開催の前年度において、学術局長が推薦し理事会で承認する。
- 3) 会長は学会長を委嘱状により委嘱する。
- 4) 学会長は準備委員長を指名し、理事会に報告する。
- 5) 学会長は準備委員長および準備委員を、委嘱状により委嘱する。
- 6) 学会の準備・運営は、学会長・準備委員長をはじめとする奈良県学会準備委員会が担当する。
- 7) 学会準備委員会には学術局長・学術局員も参加でき、意見を述べることができる
- 8) 当該年度の準備委員会は学会終了後、次年度の準備委員会に対して、準備・運営に関する意見・申し送り事項を伝達する。
- 9) 奈良県学会の長期方針の検討や、助言・援助については学術局が担当する。

特別賞申し合わせ事項

1. 目的

本事項は、本会会員として学術的活動を通して、理学療法およびその関連領域において多大な貢献のあった者を、特別賞の名において会員表彰する。

2. 名目

特別賞・その他の各賞を設ける。

3. 推薦

1) 推薦は公募にて行う。

2) 推薦者は日本理学療法士協会在籍5年以上の本会会員3名以上とし、推薦状を表彰審査委員会に提出する。

3) 推薦の方法その他については、「表彰審査委員会」の定めるところにより行う。

4. 推薦基準

学術奨励賞 会長賞の基準を満たし、かつ本会入会後に修めた学術業績に対して協会等から表彰を受けた者、あるいはその学術的活動を通して理学療法およびその関連領域の発展に多大な貢献があったと判断される者。

5. 表彰者の選定

表彰者の選定は、「表彰規程 4」の定めるところにより行う。

6. 表彰の方法

表彰は、「表彰規程 5」の定めるところにより行う。

7. 制度の運用

本制度の運用については、「表彰規程 7」の定めるところにより行う。

学術奨励賞申し合わせ事項

1. 目的

本事項は、本会会員の学術的資質向上を奨励する目的で設けるものとする。

2. 名目

学術奨励賞に、奈良県理学療法士協会 会長賞（以下 会長賞）・奈良県理学療法士学会 学会長賞（以下 学会長賞）・奈良県理学療法士学会 新人賞（以下 新人賞）その他の各賞を設ける。

3. 推薦

- 1) 推薦は、会長・学術局長・当該年度の県学会長および準備委員長・その他による合議制および公募により行う。ただし、公募の場合自薦他薦は問わないが、推薦者は2名以上とする（自薦の場合においても本人を含め2名以上とする）。
- 2) 推薦の方法その他については、「表彰審査委員会」の定めるところにより行う。

4. 推薦基準

- 1) 会長賞：本会在籍期間5年程度以上の会員を対象とし、全国規模以上の学会における筆頭演者としての発表を1ポイント、学術雑誌等への筆頭報告による論文発表を3ポイントとしたポイント（以下P）制で、過去5年以内に3P以上の業績を修めた者（ただし、教育・研究施設会員においては7ポイント以上の業績を修めた者）。
- 2) 学会長賞：県学会の発表において、すぐれた研究発表であると判断できる者。
- 3) 新人賞：県学会において、卒後3年以内の対象者がすぐれた発表を行ったと判断できる者。

5. 表彰者の選定

表彰者の選定は、「表彰規程 4」の定めるところにより行う。

6. 表彰の方法

表彰は、「表彰規程 5」の定めるところにより行う。

7. 制度の運用

本制度の運用については、「表彰規程 7」の定めるところにより行う。

功労賞申し合わせ事項

1. 目的

本事項は、本会会員として奈良県理学療法士協会活動において多大な功績のあった者を、功労賞の名において会員表彰する。

2. 名目

功労賞・その他の各賞を設ける。

3. 推薦

- 1) 推薦は公募にて行う。
- 2) 推薦者は会員2名以上とし、推薦状を表彰審査委員会に提出する。
- 3) 推薦の方法その他については、「表彰審査委員会」の定めるところにより行う。

4. 推薦基準

- 1) 功労賞の表彰対象は、表彰当日現在50歳以上の会員であり、物故者も含む。
- 2) 原則として奈良県理学療法士協会に通算20年以上在籍している者。
- 3) 本会活動に貢献し、他の会員の模範であると認められる者。
- 4) 原則として将来も継続してその業務を遂行する者。

5. 表彰者の選定

表彰者の選定は、「表彰規程 4」の定めるところにより行う。

6. 表彰の方法

表彰は、「表彰規程 5」の定めるところにより行う。

7. 制度の運用

本制度の運用については、「表彰規程 7」の定めるところにより行う。

専門領域委員会申し合わせ事項

1. 目的

(公社) 奈良県理学療法士協会（奈良士協会）会員が中心になって勉強会活動を定期的に行うことにより、参加者間の情報交換や学術的知識・技術の向上を図る。

2. 奈良県理学療法士協会専門領域委員会（委員会）

1) 委員

委員は奈良士協会会員とし、若干名の委員で委員会を構成する。

2) 委員会の役割

- ① 奈良県理学療法士協会専門領域勉強会（勉強会）の登録審査
- ② 勉強会の活動内容の確認
- ③ 勉強会活動の支援：公文書発行手続き、会場の紹介など
- ④ 勉強会運営上の課題の検討

3. 奈良県理学療法士協会専門領域勉強会（勉強会）

1) 名称

各勉強会は「奈良県理学療法士協会専門領域勉強会〇〇勉強会」と称する。

2) 活動

各勉強会は、それぞれの目的に基づいて活動を行う。活動の形式、頻度、時間などは各勉強会の裁量に任される。可能であれば、勉強会会員以外の理学療法士等を対象とした勉強会（研修会）を年1回以上開催することが望ましい。

3) 登録

各勉強会は、奈良県理学療法士協会専門領域委員会（委員会）に登録する。

4) 報告

各勉強会は、年度末に以下の報告書を提出する。

- ① 年間の活動報告
- ② 年度末時点でのメンバーの名簿

4. 勉強会の登録と変更

1) 登録の流れ

登録申請書を委員会に提出⇒委員会にて検討・登録決定⇒委員会より理事会に報告

2) 登録基準

- ① 勉強会メンバーは最低2名（代表者、副代表者）以上とする。
- ② 勉強会メンバーの半数以上が奈良士協会会員であることが望ましい。

③営利目的の勉強会でないこと

3) 変更届

登録内容に変更が生じた場合は、変更届を委員会に提出する

5. 研修会開催の手続き

概要について下記に示し、詳細については別途定める。

1) 勉強会単独で実施する場合

勉強会の裁量で行い、奈良士協会は関与しない。

2) 勉強会主催の研修会を奈良士協会が後援する場合

①事前に計画書を委員会へ提出し、奈良士協会へ後援を依頼する。

②事前に勉強会会員以外にも奈良士協会ホームページにより広報する。文書による広報は問わない。

③委員会へ報告書を提出する。

④奈良士協会は、勉強会に対して金銭的な援助はしない。

3) 奈良士協会と勉強会が研修会を共催する場合

①日本理学療法士協会（日本士協会）の履修ポイント取得が可能な研修会とする。

②奈良士協会の予算案作成までに委員会へ年度計画を提出する。

③事前に計画書を委員会へ提出し、日本士協会へ研修会の登録をする。

④事前に勉強会会員以外にも、奈良士協会ホームページおよび文書（士協会ニュース等）により広報する。

⑤日本士協会へ受講者および講師のポイント申請を行い、委員会へ報告書を提出する。

⑥奈良士協会は、勉強会に一定額の負担金を負う。

⑦講師料及び受講費は奈良士協会の規定に従う。

6. 予算

1) 奈良士協会と勉強会が研修会を共催する時、奈良士協会は一定額を負担する。
この時の会費、講師料は、研修部主催の研修会の会費に準じて委員会にて指定する。なお、奈良士協会の負担金は理事会の議を経て決定される。

2) 勉強会個別の活動および奈良士協会後援で開催される研修会に必要な経費の負担は基本的に行わない。各勉強会から要望が出た場合、その都度委員会にて検討する。

7. 勉強会の広報

1) 委員会は各勉強会を士協会ニュース、奈良士協会ホームページを通じて勉強会会員以外にも広報する。

2) 奈良士協会と勉強会が研修会を共催する場合は、奈良士協会ホームページおよび士協会ニュースまたは文書により勉強会会員以外にも案内する。

8. 勉強会に関わる履修ポイントの扱いについて

勉強会における履修ポイントは専門理学療法士制度（第6、7報）に従って対応する

ブロック活動申し合わせ事項

1. 目的

公益社団法人奈良県理学療法士協会を地域により分割することにより、より狭い地域連絡、連携の強化を図りながら会員同士の交流を深め、全県規模では対応が難しいきめ細かな活動を行うことを目的とする。

2. ブロックの分割

北和ブロック：奈良市、生駒市、添上郡、山辺郡

中和ブロック：大和郡山市、天理市、香芝市、生駒郡、北葛城郡、磯城郡

南和ブロック：桜井市、橿原市、大和高田市、葛城市、御所市、宇陀市、五條市、宇陀郡、高市郡、吉野郡

3. ブロックの活動

ブロック活動の目的を達成するため、各ブロックでは次の活動を行う。

- 1) ブロック別新人症例検討会の開催
- 2) ブロック内での情報の収集、提供
- 3) ブロック内での学術的研修活動
- 4) ブロック内の会員の親睦を深めるための福利厚生活動

ブロックの活動は、奈良県理学療法士協会に不利益とならない範囲で自主性に任されることが望ましい。

4. ブロックの運営

各ブロックの運営は、ブロック世話人を中心に行う。

ブロック世話人：ブロック毎に互選により3～5名の世話人を選出する。

世話人は、異なる施設から選ばれること、病院勤務の会員に限らず、介護保険分野、教育分野など、各方面から広く選ばれることが望ましい。また、状況に応じて他のブロックの世話人となる事も可能とする。

ブロック代表世話人：ブロック世話人の中から互選によりブロック代表世話人を選出する。

ブロック代表世話人は、ブロック世話人と協議の上、年間計画を作成し、基本的に年間計画に従い活動を実行する。

5. 奈良県理学療法士協会ブロック活動推進委員会（委員会）

1) 委員

ブロック世話人など若干名の奈良理学療法士協会会員により委員会を構成する。

2) 委員会の役割

(1) ブロック間の連絡、調整

(2) ブロック活動に関する懸案の検討

(3) 各ブロック予算の取りまとめ

6. 予算

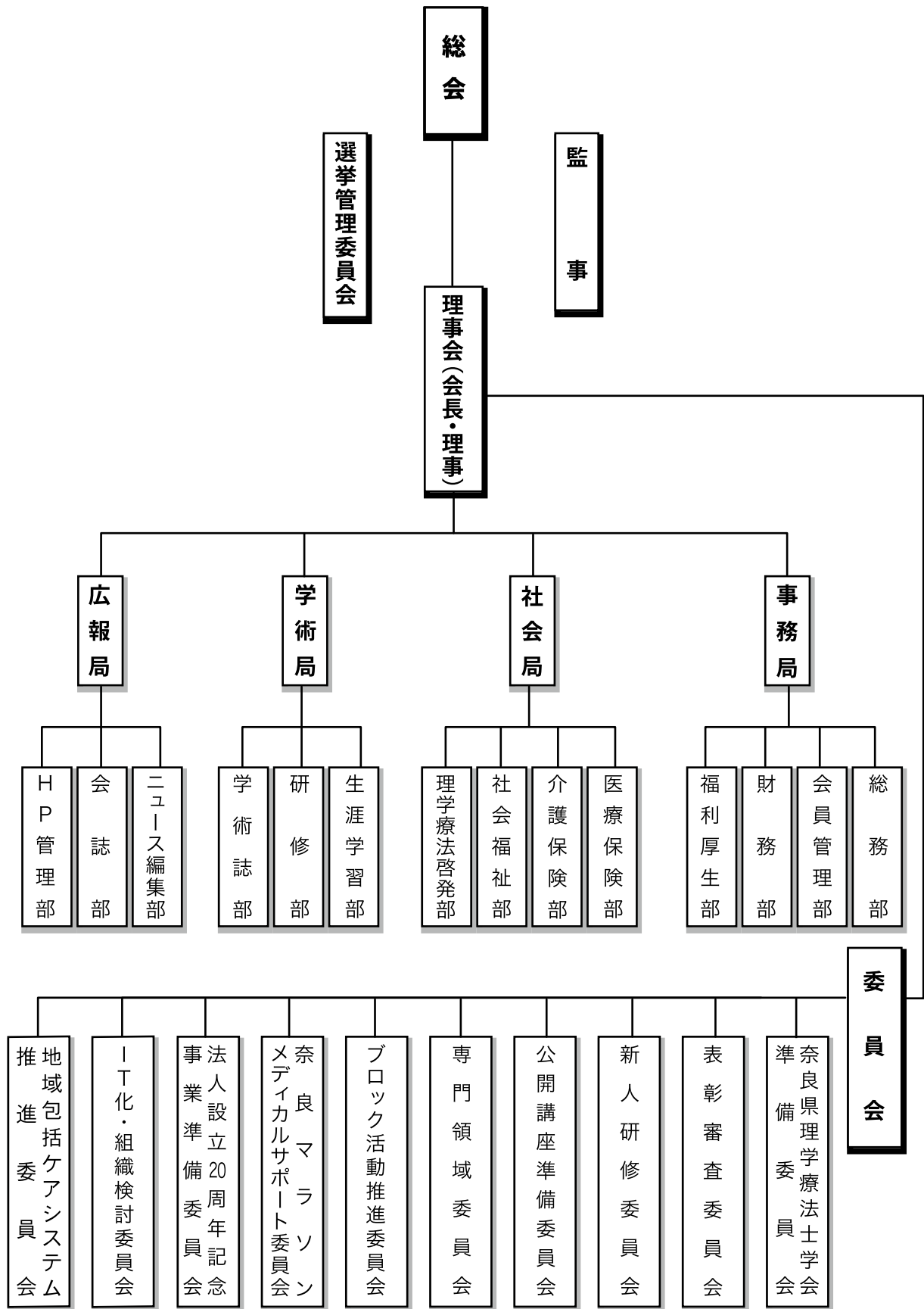
ブロック毎に年間計画に基づき年間予算を立案し、委員会に提出する。委員会では提出された予算を取りまとめ、委員会の予算として奈良県理学療法士協会に提出する。

(公社)奈良県理学療法士協会

組 織 図



(公社)奈良県理学療法士協会組織



(公社) 奈良県理学療法士協会 施 設 一 覧



平成26年度奈良県理学療法士協会 施設一覧

平成27年3月31日 現在

公益社団法人奈良県理学療法士協会事務局

〒631-0846 奈良県奈良市平松1-30-1
奈良県総合医療センター リハビリテーション部
電話 0742-46-6001
FAX 0742-46-6011
事務局長 増田 崇 (事務局長直通電話 090-3261-3125)
ホームページ <http://www.sl.inets.jp/~nara-pt/>
メールアドレス nara-pt@gaia.eonet.ne.jp

〔北和ブロック：奈良市、生駒市、添上郡、山辺郡〕

いこいの家訪問看護ステーション

〒630-0243 生駒市俵口町814-1 ハイネス生駒302号
TEL 0743-70-8300

生駒市デイサービスセンター長楽 在宅介護課

〒630-0101 生駒市高山町7287-1
TEL 0743-78-6210 FAX 0743-78-6185

稲田病院 リハビリテーション科

〒630-8131 奈良市大森町46
TEL 0742-23-8815 FAX 0742-24-0645

大倭病院 理学診療科

〒631-0042 奈良市大倭町5-5
TEL 0742-48-1515 FAX 0742-48-1533

おかたに病院 リハビリテーション科

〒630-8141 奈良市南京終町1丁目25-1
TEL 0742-63-7700 FAX 0742-63-7701

介護老人保健施設 秋篠 リハビリテーション部

〒631-0811 奈良市秋篠町1432-1
TEL 0742-53-3001 FAX 0742-53-3002

介護老人保健施設 アップル学園前 診療部

〒631-0003 奈良市中登美ヶ丘4-3-1
TEL 0742-51-2200 FAX 0742-51-2201

介護老人保健施設 アンジェロ リハビリテーション課

〒631-0062 奈良市帝塚山2-21-21
TEL 0742-44-3300 FAX 0742-44-2100

介護老人保健施設 グランファミリア リハビリテーション科	〒 630-0201 生駒市小明町 1 1 3 0 - 1 1 1	TEL 0743-75-0013	FAX 0743-75-0014
介護老人保健施設 佐保の里 リハビリテーション部	〒 630-8145 奈良市八条 5 - 4 3 7 - 8	TEL 0742-30-6662	FAX 0742-30-6661
介護老人保健施設 サンライフ奈良	〒 630-8304 奈良市南肘塚町 2 0 5 - 1	TEL 0742-22-1177	FAX 0742-22-1178
介護老人保健施設 ももたろう	〒 632-0246 奈良市都祉友田町 5 1 5 - 1	TEL 0743-82-1813	FAX 0743-82-1789
介護老人保健施設 やすらぎの杜 優楽 療養課	〒 630-0223 生駒市小瀬町 3 2 4 - 2	TEL 0743-76-3300	FAX 0743-76-3404
介護老人保健施設 ロイヤルフェニックス	〒 630-8041 奈良市六条町 9 9 - 2	TEL 0742-35-1313	FAX 0747-35-1311
株式会社 ハッピーサービスグループ ハッピーデイリハビリ館西ノ京	〒 630-8043 奈良市六条 2 - 3 - 1 2	TEL 0742-52-8811	FAX 0742-52-8812
株式会社 ヒューマンリハ	〒 630-0264 奈良市生駒市西葉畑町 1 7 9 1 - 5	TEL 0743-73-1421	FAX 0743-73-1421
関西学研医療福祉学院 理学療法学科	〒 631-0805 奈良市右京 1 - 1 - 5	TEL 0742-72-0600	FAX 0742-72-0635
喜多野診療所 訪問リハビリテーション	〒 630-8237 奈良市中筋 1 5	TEL 0742-22-6041	FAX 0742-22-6041
近畿大学医学部奈良病院 リハビリテーション部	〒 630-0293 生駒市乙田町 1 2 4 8 - 1	TEL 0743-77-0880	FAX 0743-77-0901
倉病院 リハビリテーション科	〒 630-0256 生駒市本町 1 - 7	TEL 0743-73-4888	FAX 0743-74-2624
こうあん診療所	〒 630-8013 奈良市三条大路 1 - 1 - 9 0	TEL 0742-32-0510	FAX 0742-32-0515
国立病院機構 奈良医療センター リハビリテーション科	〒 630-8053 奈良市七条町 2 - 7 8 9	TEL 0742-45-4591	FAX 0742-48-3512

済生会奈良病院 〒 630-8146	理学療法室 奈良市八条町 4 - 6 4 3	TEL 0742-36-1881	FAX 0742-36-1880
沢井病院 〒 630-8258	リハビリテーション科 奈良市船橋町 8	TEL 0742-23-3086	FAX 0742-23-2805
白庭病院 〒 630-0136	リハビリテーション科 生駒市白庭台 6 - 1 0 - 1	TEL 0743-70-0022	FAX 0743-70-0023
市立奈良病院 〒 630-8305	リハビリテーション室 奈良市東紀寺町 1 - 5 0 - 1	TEL 0742-24-1251	FAX 0742-22-2478
高の原中央病院 〒 631-0805	リハビリテーション科 奈良市右京 1 - 3 - 3	TEL 0742-71-1030	FAX 0742-71-7005
東大寺福祉療育病院 〒 630-8211	リハビリテーション科 奈良市雑司町 4 0 6 - 1	TEL 0742-22-5577	FAX 0742-23-0198
登美ヶ丘リハビリテーション病院 〒 631-0003	奈良市中登美ヶ丘 6 - 1 2 - 2	TEL 0742-48-2600	
奈良春日病院 〒 630-8425	リハビリテーション科 奈良市鹿野園町 1 2 1 2 - 1	TEL 0742-24-4771	FAX 0742-27-5873
奈良県総合医療センター 〒 631-0846	リハビリテーション部 奈良市平松 1 - 3 0 - 1	TEL 0742-46-6001	FAX 0742-46-6011
奈良小南病院 〒 630-8145	リハビリテーション科 奈良市八条 5 - 4 3 7 - 8	TEL 0742-30-6668	FAX 0742-30-6661
奈良市役所 〒 630-8012	健康増進課 奈良市二条大路南 1 - 1 - 1	TEL 0742-34-5129	FAX 0742-34-3145
奈良西部病院 〒 631-0061	リハビリテーション科 奈良市三碓町 2 1 4 3 - 1	TEL 0742-51-8700	FAX 0742-51-8500
奈良東九条病院 〒 630-8144	リハビリテーション科 奈良市東九条町 7 5 2	TEL 0742-61-1118	FAX 0742-62-8707
奈良リハビリテーション専門学校 〒 630-0213	理学療法学科 生駒市東生駒 1 - 7 7 - 3	TEL 0743-73-9861	FAX 0743-73-9862

奈良リハビリテーション病院	リハビリテーション科		
〒 631-0054	奈良市石木町 8 0 0	TEL 0742-93-7854	
西奈良中央病院	理学療法室		
〒 631-0022	奈良市鶴舞西町 1 - 1 5	TEL 0742-43-3333	FAX 0742-43-8607
西の京病院	リハビリテーション科		
〒 630-8041	奈良市六条町 1 0 2 - 1	TEL 0742-35-1195	FAX 0742-35-1160
西の京訪問看護ステーション かがやき			
〒 630-8043	奈良市六条町 9 9 - 2	TEL 0742-35-1123	FAX 0742-35-1311
阪奈中央病院	リハビリテーション科		
〒 630-0243	生駒市俵口町 7 4 1	TEL 0743-74-8660	FAX 0743-74-8690
東生駒病院	リハビリテーション科		
〒 630-0212	生駒市辻町 4 - 1	TEL 0743-75-0011	FAX 0743-74-7293
訪問看護ステーションポシブル飛鳥			
〒 630-8211	奈良市雑司町 3 6 8 - 2	TEL 0742-25-2355	FAX 0742-25-2350
訪問看護ステーション ひまわり奈良			
〒 631-0801	奈良県奈良市左京 4 - 6 - 4	TEL 0742-70-3555	FAX 0742-70-3550
訪問看護ステーション ライフ			
〒 631-0012	奈良市中山町 1 6 4 8 - 1	TEL 0742-52-2511	FAX 0742-52-2512
松倉病院	理学療法室		
〒 630-8314	奈良市川之上突抜町 1 5	TEL 0742-26-6941	FAX 0742-26-2000
やました医院			
〒 630-0135	生駒市南田原町 1 0 3 9	TEL 0743-71-8234	FAX 0743-71-8233
吉田病院	一般リハ科		
〒 631-0818	奈良市西大寺赤田町 1 - 7 - 1	TEL 0742-45-4601	
ライフケア創合研究所 いこいの家ケアセンター			
〒 630-0243	生駒市俵口町 8 1 4 - 1	ハynes生駒 3 0 2 号	
		TEL 0743-70-8300	FAX 0743-70-8306
リハビリ訪問看護ステーション ルピナス			
〒 630-8115	奈良市大宮町 4 - 2 7 5 - 1	森村第 3 ビル 2 0 1 号室	
		TEL 0742-30-6585	FAX 0742-30-6586

リハビリデイサービス リバティ

〒630-0213 生駒市東生駒2-207-376

TEL 0743-74-3130 FAX 0743-87-9483

〔中和ブロック：大和郡山市、天理市、香芝市、生駒郡、北葛城郡、磯城郡〕

池田整形外科 リハビリテーション科

〒636-0316 磯城郡田原本町室町2-13

TEL 0744-33-1566 FAX 0744-33-6877

エール訪問看護リハビリステーション リハビリテーション科

〒636-0246 磯城郡田原本町千代3-73-1

TEL 0744-46-9651

介護老人保健施設 ウェルケア悠 リハビリテーション部

〒639-1028 大和郡山市田中町7-28

TEL 0743-55-0210

介護老人保健施設 オークピア鹿芝 リハビリテーション室

〒639-0252 香芝市穴虫8-81-5

TEL 0745-71-3588 FAX 0745-78-2356

介護老人保健施設 かぐやの里

〒635-0823 北葛城郡広陵町大字三吉1-799-1

TEL 0745-58-2223 FAX 0745-58-2224

介護老人保健施設 グランディまきば

〒635-0823 北葛城郡上牧町大字上牧8-99-7

TEL 0745-76-3450 FAX 0745-76-3422

介護老人保健施設 幸寿苑

〒639-1016 大和郡山市城南町2-13

TEL 0743-54-5011 FAX 0743-54-5021

介護老人保健施設 てんとう虫

〒639-0263 香芝市平野2-3-1

TEL 0745-71-0980 FAX 0745-71-2980

介護老人保健施設 奈良ベテルホーム 事務課医療技術係

〒636-0071 北葛城郡河合町高塚台1-8-1

TEL 0745-33-2222 FAX 0745-33-2223

介護老人保健施設 ならふくじゅ荘 リハビリテーション科

〒632-0001 天理市中之庄町4-93-1

介護老人保健施設 ものみの郷

〒636-0831 生駒郡三郷町信貴山東4-10

TEL 0745-34-0701 FAX 0745-34-0715

介護老人保健施設 ユートピアゆり

〒639-0214 北葛城郡上牧町大字上牧字薬師山4-244

TEL 0745-76-7888 FAX 0745-77-1340

介護老人保健施設 若草園

〒 639-1062 生駒郡安堵町大字岡崎 5 8
TEL 0743-57-5535 FAX 0743-57-5536

香芝旭ヶ丘病院 リハビリテーション科
〒 639-0265 香芝市上中 8 3 9

TEL 0745-77-8101 FAX 0745-78-4588

畿央大学 健康科学部 理学療法学科
〒 635-0832 北葛城郡広陵町馬見中 4 - 2 - 2

TEL 0745-54-1601 FAX 0745-54-1600

郡山青藍病院 リハビリテーション室
〒 639-1136 大和郡山市本庄町 1 - 1

TEL 0743-56-8000 FAX 0743-59-0022

国保中央病院 リハビリテーション室
〒 636-0302 磯城郡田原本町大字宮古 4 0 4 - 1

TEL 0744-32-8800 FAX 0744-32-8811

高井病院 リハビリテーション科
〒 632-0006 天理市蔵之庄町 4 6 1 - 2

TEL 0743-65-0372 FAX 0743-65-1976

高宮病院 理学療法科
〒 632-0052 天理市柳本町 1 1 0 2

TEL 0743-67-1605 FAX 0743-67-0323

田北病院 理学療法室
〒 639-1016 大和郡山市城南町 2 - 1 3

TEL 0743-54-0112 FAX 0743-54-0118

田北病院 訪問リハビリテーション
〒 639-1016 大和郡山市城南町 2 - 1 3

TEL 0743-54-0376 FAX 0743-52-1236

通所リハビリテーションだいち
〒 639-1115 大和郡山市横田町 708 - 3

TEL 0743-59-5761 FAX 0743-59-5762

通所リハビリテーション めくもり
〒 639-0231 香芝市下田西 2 丁目 7 - 6 1

TEL 0745-71-1177 FAX 0745-71-1180

天理よろづ相談所病院 リハビリセンター
〒 632-8552 天理市三島町 2 0 0

TEL 0743-63-5611 FAX 0743-63-1530

天理よろづ相談所病院 白川分院 リハビリテーションセンター
〒 632-0003 天理市岩屋町 6 0 4

TEL 0743-61-0118 FAX 0743-61-0203

特別養護老人ホームあすなら苑 安心ケアシステム
〒 639-1126 大和郡山市宮堂町 1 6 0 - 7

TEL 0743-57-1165

奈良県西和医療センター	リハビリテーション部		
〒 636-0000	生駒郡三郷町 1-14-16	TEL 0745-32-0505	FAX 0745-32-0517
奈良県総合リハビリテーションセンター	リハビリテーション科		
〒 636-0393	磯城郡田原本町大字多 722	TEL 0744-32-0200	FAX 0744-32-0208
奈良厚生会病院	リハビリテーション科		
〒 639-1039	大和郡山市椎木町 769-3	TEL 0743-56-5678	FAX 0743-56-8555
奈良社会保険病院	リハビリテーション科		
〒 639-1013	大和郡山市朝日町 1-62	TEL 0743-53-1111	FAX 0743-55-2252
奈良ニッセイエデンの園ニッセイ聖隷クリニック			
〒 636-0071	北葛城郡河合町高塚台 1-8-1	TEL 0745-33-2221	FAX 0745-33-2212
奈良東病院	リハビリテーション科		
〒 632-0001	天理市中之庄町 470	TEL 0743-65-1771	FAX 0743-65-4157
奈良友紘会病院	リハビリテーション科		
〒 639-0212	北葛城郡上牧町服部台 5-2-1	TEL 0745-78-3588	FAX 0745-76-8156
西大和リハビリテーション病院	リハビリテーション科		
〒 639-0214	北葛城郡上牧町 3238-6	TEL 0745-71-6688	FAX 0745-71-1111
白鳳女子短期大学	総合人間学科 リハビリテーション学専攻		
〒 636-0011	北葛城郡王寺町葛下 1-7-17	TEL 0745-32-7890	FAX 0745-32-7870
服部記念病院	リハビリテーション科		
〒 639-0214	北葛城郡上牧町上牧 4244	TEL 0745-77-1333	FAX 0745-77-1340
ひろ整形外科クリニック	リハビリテーション科		
〒 639-0266	香芝市旭ヶ丘 2-30-1	TEL 0745-51-5888	FAX 0745-70-5885
宮城医院	リハビリテーション科		
〒 632-0034	天理市丹波市町 302	TEL 0743-63-1114	FAX 0743-63-3866
やわらぎクリニック	リハビリテーション科		
〒 636-0822	生駒郡三郷町立野南 2-8-12	TEL 0745-31-6611	FAX 0745-31-6622
有料老人ホームエリシオン真美ヶ丘			
〒 635-0833	北葛城郡広陵町馬見南 4-1-19	TEL 0745-54-3540	FAX 0745-55-8503

リハビリあ・える田原本

〒 636-0311 磯城郡田原本町八尾 5 8 2 - 1

TEL 0744-33-0222 FAX 0744-33-0211

リハビリトゥモロー香芝

〒 639-0245 香芝市畑 2 - 8 1 2 - 1

TEL 0745-78-7311 FAX 0745-78-7312

**〔南和ブロック：桜井市、橿原市、大和高田市、葛城市、御所市、
宇陀市、五條市、宇陀郡、高市郡、吉野郡〕**

秋津鴻池病院

〒 639-2273

リハビリテーション部

御所市池之内 1 0 6 4

TEL 0745-63-0601 FAX 0745-62-1092

植田医院

〒 633-0001

桜井市三輪 4 9 1 - 1

TEL 0744-42-6107

潮田病院

〒 639-3111

リハビリテーション科

吉野郡吉野町上市 2 1 3 5

TEL 0746-32-3381 FAX 0746-32-1210

宇陀市立病院

〒 633-0298

リハビリテーション科

宇陀市榛原区萩原 8 1 5

TEL 0745-82-0381 FAX 0745-82-0654

大淀町立大淀病院

〒 638-0821

リハビリテーション科

吉野郡大淀町下淵 3 5 3 - 1

TEL 0747-52-8801 FAX 0747-52-9650

介護老人保健施設 かつらぎ

〒 639-2131

葛城市林堂 360-1

TEL 0745-69-1800 FAX 0745-69-1800

介護老人保健施設 ケアステージみみなし

〒 634-0003

橿原市常盤町 1 5 8 - 1

TEL 0744-21-2001 FAX 0744-21-2002

介護老人保健施設 光陽

〒 635-0051

大和高田市根成柿 3 2 1 - 1

TEL 0745-53-1115 FAX 0745-53-1116

介護老人保健施設 さんとぴあ榛原

〒 633-0253

宇陀郡榛原町萩原 8 0 1 - 1

TEL 0745-85-2525 FAX 0745-82-2131

介護老人保健施設 シルバーケアまほろば

〒 633-0054

桜井市大字阿部 3 2 3

TEL 0744-46-1311 FAX 0744-46-1316

介護老人保健施設 そよ風荘

〒 638-0001

吉野郡下市町阿知賀 6 2 2

TEL 0747-52-2781 FAX 0747-53-2066

介護老人保健施設	でいあほうむ吉野	機能訓練室		
〒 638-0853	吉野郡大淀町矢走 6 6 6 - 6		TEL 0747-54-3388	FAX 0747-54-3318
介護老人保健施設	花櫃	リハビリテーション部		
〒 634-0828	櫃原市古川町 3 9 5 - 1		TEL 0744-26-1371	FAX 0744-26-1372
介護老人保健施設	ふれあい	リハビリ室		
〒 636-0343	大和高田市日之出町 1 3 - 1 5		TEL 0745-23-5530	FAX 0745-23-5376
介護老人保健施設	大和三山	リハビリテーション科		
〒 634-0012	櫃原市膳夫町 4 7 7 - 1 7		TEL 0744-23-6688	
介護老人保健施設	やまのペグリーンヒルズ			
〒 633-0087	桜井市大豆越 1 0 4 - 1		TEL 0744-45-5960	FAX 0744-45-5961
介護老人保健施設	リンク櫃原			
〒 634-0834	櫃原市雲梯町 2 8		TEL 0744-21-3737	FAX 0744-21-3733
介護老人保健施設	ルポゼまきの			
〒 637-0077	五條市大沢町 9 - 8		TEL 0747-24-0033	FAX 0747-22-7707
介護老人保健施設	ローズ			
〒 637-0071	五條市二見 5 - 3 - 6 4		TEL 0747-22-5200	FAX 0747-22-5201
櫃原市子ども総合支援センター	子ども療育課（かしの木園）			
〒 634-0063	櫃原市白櫃町 8 - 1 9 - 1		TEL 0744-27-8585	FAX 0744-27-8585
櫃原市役所	障がい福祉課 地域活動支援センター			
〒 634-0065	櫃原市畝傍町 9 - 1 保健福祉センター南館		TEL 0744-22-8184	FAX 0744-25-7857
櫃原リハビリテーション病院	リハビリテーション科			
〒 634-0032	櫃原市田中町 1 0 4 - 1		TEL 0744-25-1251	FAX 0744-20-2071
株式会社	リハビリあ・える	訓練課		
〒 634-0007	櫃原市葛本町 2 9 9 - 1		TEL 0744-21-8080	FAX 0744-21-8877
済生会御所病院	リハビリテーション科			
〒 639-2306	御所市三室 2 0		TEL 0745-62-3585	FAX 0745-63-2335
済生会中和病院	リハビリテーション科			
〒 633-0054	桜井市阿部 3 2 3		TEL 0744-43-5001	FAX 0744-42-4430

さかもとクリニック	通所リハビリテーション		
〒 634-0004	橿原市木原町 26-1	TEL 0744-20-2222	FAX 0744-20-2277
隅田クラブ訪問看護ステーション	リハビリテーション部		
〒 637-0004	五條市今井 4-1-1	TEL 0747-26-2100	FAX 0747-26-2801
辻村病院	リハビリテーション科		
〒 633-2221	宇陀市菟田野区松井 7-1	TEL 0745-84-2133	FAX 0745-84-2864
特別養護老人ホーム 橿原の郷	デイサービス		
〒 634-0847	橿原市飯高町 7-1	TEL 0744-21-1111	
特別養護老人ホーム 美吉野園	特養寮		
〒 638-0821	吉野郡大淀町下湊 6 2 9	TEL 0747-52-5555	FAX 0747-52-0575
特別養護老人ホーム 柳光			
〒 639-3325	吉野郡吉野町柳 1 3 5 9-1	TEL 0746-35-9294	FAX 0746-35-9295
土庫病院	リハビリテーション科		
〒 635-0022	大和高田市日之出町 1 2-3	TEL 0745-53-5471	FAX 0745-22-0517
中井記念病院	リハビリテーション科		
〒 635-0051	大和高田市根成柿 1 5 1-1	TEL 0745-21-1100	FAX 0745-21-1101
奈良県立医科大学付属病院	医療技術センターリハビリテーション係		
〒 634-8522	橿原市四条町 8 4 0	TEL 0744-22-3051	FAX 0744-22-4121
奈良県立五條病院	リハビリテーション部		
〒 637-0034	五條市野原西 5-2-5 9	TEL 0747-22-1112	FAX 0747-25-2860
南和病院	リハビリテーション科		
〒 638-0833	吉野郡大淀町福神 1-1 8 1	TEL 0747-54-5800	FAX 0747-54-5700
平尾病院	リハビリテーション科		
〒 634-0076	橿原市兵部町 6-2 8	TEL 0744-24-4700	FAX 0744-25-4672
複合老人福祉施設 ゆあほうむ橿原			
〒 633-0203	宇陀市橿原区長峯 2 0 0-1	TEL 0745-82-8111	FAX 0745-82-8855
平成記念病院	リハビリテーション課		
〒 634-0813	橿原市四条町 8 2 7	TEL 0744-29-3300	FAX 0744-29-3305

平成まほろば病院 〒 634-0074	リハビリテーション科 橿原市四分町 8 2 - 1	TEL 0744-21-7200	FAX 0744-21-7222
訪問看護ステーション かしの木 〒 634-0004	橿原市木原町 9 0 - 3	TEL 0744-20-2299	FAX 0744-20-2550
訪問看護ステーション みそら 〒 634-0804	橿原市内膳町 4 - 4 3 - 6	TEL 0744-29-6671	FAX 0744-29-6672
大和橿原病院 〒 634-0045	リハビリテーション科 橿原市石川町 8 1	TEL 0744-27-1071	FAX 0744-27-4609
大和高田市立病院 〒 635-0094	機能訓練課 大和高田市礒野北町 1 - 1	TEL 0745-53-2901	FAX 0745-53-2908
山の辺病院 〒 633-0081	リハビリテーション科 桜井市草川 6 0	TEL 0744-45-1199	FAX 0744-42-1320
ユウティー訪問看護ステーション 〒 634-0007	橿原市葛本町 2 2 0 - 6	TEL 0744-20-3353	FAX 0744-20-3354
吉野町立吉野病院 〒 639-3114	リハビリテーション室 吉野郡吉野町大字丹治 1 3 0 - 1	TEL 0746-32-4321	FAX 0746-32-5512
吉本整形外科・外科病院 〒 635-0075	リハビリテーション部 大和高田市野口 1 3 6	TEL 0745-53-3352	FAX 0745-53-3351
リハビリあ・える神宮前 〒 634-0063	橿原市久米町 5 5 8	TEL 0744-47-3670	FAX 0744-47-3671
リハビリデイサービス 人楽 〒 635-0026	大和高田市神楽 2 5 4 - 3	TEL 0745-23-3113	FAX 0745-23-3113
リハビリトゥモロー 〒 635-0076	大和高田市大谷 3 5 5 - 2 - 1 0 2	TEL 0745-43-7448	FAX 0745-43-7449

〔賛助会員〕

株式会社 イカリトンボ、ケアホープ

〒 636-0154 生駒郡斑鳩町竜田西 4 - 1 - 4 0
TEL 0745-75-2028

株式会社 大床義肢

〒 639-1045 大和郡山市小林町西 1 - 4 - 7
TEL 0743-56-8944

株式会社 川村義肢エイドセンター奈良

〒 636-0343 磯城郡田原本町大字秦庄 4 3 2 - 1 5
TEL 0744-32-8891

株式会社 奈良義肢

〒 630-8435 奈良市西九条 3 - 2 - 2 3
TEL 0742-62-7979

株式会社 富金原義肢製作所

〒 571-0039 門真市速見町 2 1 0 1
TEL 06-6909-6528

ツザキ・ケア・ブレイス

〒 636-0347 磯城郡田原本町新木 1 - 1 4 1
TEL 0744-33-3678

奈良ニッセイエデンの園

〒 636-0071 北葛城郡河合町高塚台 1 - 8 - 1
TEL 0745-33-2222

山一株式会社

〒 550-0001 大阪市西区土佐堀 1 - 4 - 1 1 金鳥土佐堀ビル 5 階
TEL 06-6447-5924

有限会社 ウィンド

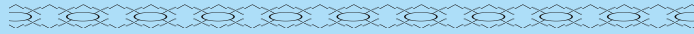
〒 630-0211 生駒市桜ヶ丘 5 - 2 9
TEL 0743-75-3887

有限会社 カンサイ義肢

〒 571-0048 門真市新橋町 2 9 - 1
TEL 06-6908-0911

(公社) 奈良県理学療法士協会

役員・部員・委員名簿



(公 社) 奈 良 県 理 学 療 法 士 協 会 平 成 26 年 度 役 員 名 簿

会 長 (代表理事)	尾崎 文彦	(東大寺福祉療育病院)
副 会 長 (業務執行理事)	石橋 睦仁	(高の原中央病院)
副 会 長 (業務執行理事)	増田 崇	(奈良県総合医療センター)
理 事	佐藤 豪	(田北病院)
理 事	松村 明子	(西の京病院)
理 事	西田 宗幹	(秋津鴻池病院)
理 事	廣池 裕美	(南和病院)
理 事	田平 一行	(畿央大学)
理 事	中村 貴信	(介護老人保健施設 ウェルケア悠)
監 事	門脇 明仁	(奈良県総合医療センター)
監 事	北村 亨	(奈良県立五條病院)
監 事	中俣 悦雄	(済生会御所病院)
〔各局・各部〕		
事務局長	増田 崇	(奈良県総合医療センター)
総務部	中野 昌之	(南和病院)
会員管理部	吉田 陽亮	(大和橿原病院)
財務部	布上 芳雄	(橿原市子ども総合支援センター かの木園)
福利厚生部	細川 彰子	(済生会中和病院)
社会局長	佐藤 豪	(田北病院)
医療保険部	江村 修二	(高井病院)
介護保険部	櫻井 公統	(介護老人保健施設 アップル学園前)
社会福祉部	榮崎 彰秀	(奈良西部病院)
理学療法啓発部	岡本 敦	(天理よろづ相談所病院)
学術局長	石橋 睦仁	(高の原中央病院)
研修部	後藤 総介	(天理よろづ相談所病院)
生涯学習部	徳久 謙太郎	(西大和リハビリテーション病院)
学術誌部	岡田 洋平	(畿央大学)
広報局長	松村 明子	(西の京病院)
会誌部	堀口 元司	(大淀町立大淀病院)
ニュース編集部	栗本 尚樹	(奈良県総合リハビリテーションセンター)
ホームページ管理部	赤松 眞吾	(奈良リハビリテーション専門学校)
〔各委員会〕		
選挙管理委員会	小川 孝	(奈良春日病院)
第 24 回奈良学会準備委員会 学会長	中村 貴信	(介護老人保健施設 ウェルケア悠)
準備委員長	榮崎 彰秀	(奈良西部病院)
第 25 回奈良学会準備委員会 学会長	藤川 和仁	(大和橿原病院)
準備委員長	細川 彰子	(済生会中和病院)
表彰審査委員会	堀口 元司	(大淀町立大淀病院)
新人研修委員会	和田 善行	(平成記念病院)
専門領域委員会	田平 一行	(畿央大学)
ブロック活動推進委員会	藤川 和仁	(大和橿原病院)
奈良マラソンメディカルサポート委員会	福本 貴彦	(畿央大学)
法人設立 20 周年記念事業準備委員会	西田 宗幹	(秋津鴻池病院)
I T 化・組織検討委員会	尾崎 文彦	(東大寺福祉療育病院)
地域包括ケアシステム推進委員会	佐藤 豪	(田北病院)

編集後記

この10年間協会トップの重責である会長職を務められました尾崎文彦氏が皆様ご存じのとおり5月に退任されました。誠にお疲れ様でした。ここにお礼申し上げます。

医療制度は高齢社会を迎え刻々と変化してきて更に変化していきます。医療・介護制度の変化と増え続けるPTの会員数。

何かIT情報社会と似た現象を連想します。黒電話から携帯電話いまはスマートフォン、増え続ける情報は人類を豊かにしてきました。これからの端末とこれからの医療・介護・そして差し迫る2025年問題、どう変化、発展していくのでしょうか。

石橋睦仁新会長のもと今後も協会とPTの発展を願う次第です。今後の医療・介護の世界でPTの存在を示していくためには大容量で素早い情報社会の波に乗っていくこと、そして活用していくこと以外に道は無し、と思う今日この頃です。

今この時に会員の皆様に於かれましては、奈良県PT協会をブックマークに登録しお知らせメール登録しましょう。まずはこの作業が情報を集める第1歩と確信しています。今回の出来栄えはともかくこの会誌は残り少ない紙媒体でお贈りしています。味わって頂きたいと思います。皆様のご活躍とご多幸をお祈りいたします。

公益社団法人

奈良県理学療法士協会

会誌部 部長

堀口 元司

部員

下出 好夫

鴨川 浩二

半田 学良

北川 翔太

編集発行 広報局 会誌部

町立大淀病院 リハビリテーション室

事務局 〒631-0846 奈良市平松1丁目30-1

地方独立行政法人奈良県病院機構

奈良県総合医療センター リハビリテーション部

発行日 2015年7月吉日

非売品